

Recommendation

(勧告)

第5回 世界公園会議
2003年9月8日 17日
南アフリカ、ダーバン

目次

勧告 5.01	21 世紀における保護地域管理の組織的能力・社会的能力を強化する	3
勧告 5.02	21 世紀の保護地域管理に対する個人、グループの能力を強化する。	5
勧告 5.03	保護地域ラーニングネットワーク	7
勧告 5.04	包括的で効果的な保護地域システムを確立する	9
勧告 5.05	気候変動と保護地域	13
勧告 5.06	持続可能な山岳開発に貢献する山岳保護地域の強化	16
勧告 5.07	保護地域の財政保障	18
勧告 5.08	保護地域への民間基金	20
勧告 5.09	保護地域支援のための総合的景観管理との統合	22
勧告 5.10	広範な景観と保護地域の統合の際の、関連する国際条約やプログラムとの政策の連続性	24
勧告 5.11	国境にまたがる保全イニシアチブの発展を支援する地球ネットワーク	26
勧告 5.12	保護地域の保全と支援の手段としての観光	28
勧告 5.13	保護地域の文化、精神的価値	31
勧告 5.14	都市と保護地域	34
勧告 5.15	平和と紛争と保護地域	36
勧告 5.16	保護地域のよりよい統治	38
勧告 5.17	保護地域の統治形態の多様性の認識と支援	40
勧告 5.18	保護地域管理を支援するための管理の有効性の評価	43
勧告 5.19	IUCN 保護地域管理カテゴリー	47
勧告 5.20	人と野生生物との間の衝突の予防と緩和	50
勧告 5.21	世界遺産条約	52
勧告 5.22	海洋・沿岸保護地域ネットワークの世界システムの設立	54
勧告 5.23	国家主権を越えた海洋保護地域を通じた海洋の生物多様性と生態系プロセスの保護	58
勧告 5.24	先住民と保護地域	61
勧告 5.25	保護地域の共同管理	64
勧告 5.26	共同体による保全地域	67
勧告 5.27	移動民族と保全	70
勧告 5.28	保護地域における鉱物とエネルギー採掘	72
勧告 5.29	貧困と保護地域	74
勧告 5.30	アフリカの保護地域	77
勧告 5.31	保護地域、淡水、総合的流域管理の枠組み	79
勧告 5.32	保護地域のためのコミュニケーション、教育、啓蒙に関する戦略的課題	83

勧告 5.01 21 世紀における保護地域管理の組織的能力・社会的能力を強化する

21 世紀の間に保護地域への圧力は増加し、結果として以下のような変化を地球規模でもたらすだろう。

- a. 人口の移動と都市部での人口増加：環境サービスに影響を与える非持続可能な消費傾向や貧困の拡大
- b. 保護地域からの財やサービスに対する需要の増加
- c. 望ましくない社会整備：気候変動：エキゾチックアニマルの侵入の拡大
- d. 自然生息地の分断
- e. 過度の漁業と海洋漁業、サンゴ礁、沿岸や淡水システムの劇的な衰退
- f. 淡水供給の減少
- g. 保護地域の職員の福祉や安全への危機の上昇；特に情報へのアクセスやコミュニケーションに関係した技術の進展
- h. 民主化、分権化、の統合と拡大、市民参加プロセスの拡大
- i. 貧困緩和という社会的必要性に第一に注目した国際支援の流れ

現在の保護地域の管理構造は種々の条件の下で設計されたもので、必ずしもこれらの新しい圧力に適応するものではない。教育機関や組織やネットワークを構築し、自然保護の実践者達が彼らの独自の問題を特定し、解決できるようにし、それらの機会を利用できるようになったときにのみ、自然保護は成功する。特に、保護地域管理における全ての利害関係人がその役割を果たすように権限を与える必要がある。

組織的社会的水準での能力開発には以下のことを含まなければならない

- a. 保護地域管理計画や戦略を実行するための適切な資源を持った組織の確立と支援
- b. 有効な法律や政策の枠組みの下、保護地域の利益や保護地域が提供する財や環境サービスの価値に対する社会的認識を通じてなされる、環境に関する権限の付与

以上の観点から、第5回世界公園会議（南アフリカ、ダーバン、2003/9/8-17）のワークショップストリーム「人材育成：管理能力の向上」の参加者は、以下のことを提言する。

- 1 政府、政府間組織、NGO、地方共同体、市民社会に以下のことを勧告する。
 - a. 保護地域の価値やそれが社会にもたらす利益についての意識を高め、保護地域を支援する一般的なコミットメントを促進すること
 - b. 現在の政策や法律、計画、管理機構、組織的枠組みを調整し、全てのレベルで保護地域管理のための能力を高めること。特に、
・強力で、相補的で、全体的（国家、州、地域、市、共同体、個人）な保護地域システ

ムを推奨する。

.自然保護の目標を陸や海の利用、各地域や部門ごとの計画に取り入れ、保護地域の計画や管理をより広い陸や海の景観へと統合する。

.地球環境の急速な変化の下で、自然保護を目的とした保護地域管理や活動に情報を提供し、監視し、持続可能な仕方での生物多様性の利用を行うような、体系的応用的な科学的（必要性や優先順位の特定に関係した社会的、経済的、政治的、生物地理的）手法を奨励し、調整し、支援する。

.生物多様性の保全や保護地域のための包括的な国家的枠組みを構築し、各部門の政策や自然保護政策、組織レベルでの法律の調和を図る。

.政府官庁と自然保護と持続可能な開発に責任を持つ市民社会団体の政策や業務の調和させるためのメカニズムを確立する。

.保護地域システムのための国家戦略と各保護地域のための戦略的実務的な立案組織を作り上げ、実行する。

.保護地域スタッフやそれらの管理機構が、保護地域システムの管理や保全目標を達成させるために十分な意思決定の権限を持つことを確実にする。

. 地方政府、広域政府、国家政府、NGO、民間部門、地方や先住民の共同体、他の利害関係人が関与する、新たな保護地域の設立や共同管理協定の確立を奨励し支援する。

.保護地域の管理組織(地方分権によって権限を与えられた地方当局や共同管理や共同体管理に参加している集団を含む) が、その説明責任を果たすための十分な技術、知識、能力を持つことを確実にする。

.国家、広域、地方レベルで、保護地域の全ての利害関係者が、意見を表明し、参加できるようなメカニズムを採用する。

.保護地域の目的に基づいたモニタリングや評価のメカニズムを確立し、管理の有効性や生物学的文化的完全性を確保するための地域特有の施策や指標、基準を用いることを確立する。

2 以下の項目を確保し、人材育成プログラムの地方分権と持続性を推進する

a.保護地域組織は、その実務計画の一部として、人材育成事業の新設や継続のために利用される資金を維持すること

b.人材育成プログラムは、国家・地方政府や国際機関、NGO や他の関係組織の共同の下、それぞれが同意するような必要性や優先順位に基づき、その受益者によって、設計され、実施されること

ストリーム：人材育成：管理能力の向上

責任者：Julia Carabias

勧告 5.02 21世紀の保護地域管理に対する個人、グループの能力を強化する。

地球的な変化の中における保護地域の効果的な管理においては、管理者、レンジャーを含む保護地域スタッフ、地域コミュニティ、その他の利害関係者が、保護地域の計画、管理、モニタリングに対する知識、心構え、技術、能力、手段を有していることが要求される。管理者と利害関係者には、持続的で効果的な保護地域の管理に必要な不可欠な複雑な関係やネットワークを確立し、維持する技術も必要である。

以上の観点から、第5回世界公園会議(南アフリカ、ダーバン、2003/9/8~17)の人材育成に関するワークショップストリームの参加者は、以下のことを提言する。

1. IUCN と世界保護地域委員会 (WCPA) に対する提言
 - a. 以下のことにより、あらゆるレベルの利害関係者が最良の技術を獲得、共有し、変化に対する適切な対応がとれるようし、そして、保護地域管理の十分な役割を果たせるようになるように、国家的、国際的な共同の能力開発活動を推進、支援する。
 - . 「学習組織」を設立する。
 - . 全ての利害関係者のために学習交流を支援する。
 - . 保護地域管理のための「実践コミュニティ」を開発する。
 - . 学習者中心アプローチを推進する。
 - b. 柔軟で、文脈に合い、反応に敏感で、伝統的な知識や習慣の上に立ち、双方向の学習と分かち合いを広めるような、仕事場やコミュニティにおける習得プロセスを支援する。
 - c. 保護地域の管理者、地域コミュニティや先住民とその他の利害関係者が以下のような分野における技術の向上をはかることによって共に働けるよう能力の向上を行う。
 - . 促進、調整、衝突の解決
 - . 利害関係者間の価値と態度と関係性を管理のプロセスで扱うようにする。
 - . 参加計画、共同マネジメント
 - . 財政管理、組織管理
 - d. 透明性の確保、参加手続き、公的情報へのアクセスを法的に確実なものとするにより、地域コミュニティや先住民のコミュニティや個人の十分な参加を促進する。
2. 保護地域管轄者が、保護地域のスタッフの募集、養成、支援を、高いレベルの実現性と実績を促進・維持できる方法により行う。
 - a. 保護地域の内部や周囲で生活している地域住民や先住民の個人的な能力向上による雇用と投資
 - b. 保護地域スタッフ（特に、仕事の遂行に苦難や恐れを抱いているレンジャー、長、森林の監視者）に管理サポート、適切な装備と訓練を提供することにより、適正な住環境、仕事環境、健康と安全と安心を与える。
 - c. 訓練と実績につながる連続的で組織的な制度の向上

- d. 実績に対する利益と前進を給料に関連付けることによって、スタッフのキャリアアップと、スタッフの保持をはかる。
3. 以下の行動によって世界保護地域委員会が能力の共通基準に向けて行動することを勧める。
- a. 地域、広域、国家レベルにおいて適用可能な、保護地域スタッフの一般的な世界の能力基準を一致させる
 - b. 保護地域スタッフと訓練の効率性の改善を支援するために、基準を利用可能にし、また、評価を行う。
4. 以下のために、IUCN の世界保護地域委員会が国際組織、訓練制度、その他の組織をコーディネートするよう勧める。
- a. 保護地域とそれがもたらすモノとサービスが社会全体の安寧のために必要不可欠であることをより高いレベルの意思決定者が理解するためのキャンペーンを行う。
 - b. 順応的な訓練のデザインと実施のために、訓練制度、保護地域当局、民間セクター、コミュニティによる組織の間のパートナーシップを推進する。
 - c. 保護地域管理の能力向上のためのトレーナーと訓練所の地域ネットワークの創設と強化を進める。
5. 世界保護地域委員会の能力向上に関するタスクフォースを通じて、IUCN が次の 10 年の第 5 回世界公園会議の仕事と結論に基づいて行動計画を練ることを勧める。
6. 世界遺産委員会が能力向上に関する世界公園会議の勧告を考慮にいれ、世界遺産の訓練活動を世界の保護地域の能力向上問題につなげるよう勧める。

ストリーム：人材育成：管理能力の向上

責任者：Julia Carabias

勧告 5.03 保護地域ラーニングネットワーク

多くの保護地域の管理者や政策決定者、地域や先住民のコミュニティとその他の利害関係者は、新たな知識、情報、科学的知識、伝統的知識や現場での活動からくるガイドラインに対する十分なアクセスを持っていない。

さらに、自分たちの政策、戦略、実際の活動を通しての仕事から得たことを共有する機会を少ししか持っていない。管理者は、自分たちの地域の持続性を確実にする能力に対し、すばらしい影響を与えるトピックを学ぶ機会がしばしば遅れてしまう。一般的には、国際的な行事に参加する管理者だけが、幸運にも新たな活動や機会を得ることができる。

管理者が、経験を共有し、さまざまなことをより効果的に学べるようにするために、新たなメカニズムが必要である。管理者が自分たちの活動が最新のものであると確認できるよう、科学、伝統知識、実際の活動からのガイドラインの交換が行われることが必要とされている。

IUCN 世界保護地域委員会の「生態系、保護地域、人材プロジェクト」は、世界資源研究所 (World Resources Institute)、ネイチャーコンサーバンシー (The Nature Conservancy)、コンサベーションインターナショナル (Conservation International)、ユネスコ、地球環境ファシリティー (GEF) との協力の下、保護地域学習ネットワーク (PALnet) の設立の準備を行う。この相互的なウェブサイトは、世界中の興味のある個人が科学、伝統知識と仲間集団からの案内を得、そしてかわりに、共通の関心に対する自分達の経験をアップロードすることを可能にする。

プログラムの初期の発展過程における、関心としては、世界の変化要因の結果としての、保護地域の周辺の影響と機会に関係する問題と選択についてである。

このプログラムは、生物多様性条約と、UNEP/Conservation Monitoring Centre のクリアリングハウスメカニズムを補足し、可能な重複を避けるようデザインされている。

以上の観点から、第5回世界公園会議 (南アフリカ、ダーバン、2003/9/8-17) のワークショップストリーム「人材育成：管理能力の向上」参加者は以下のことを提言する。

提言：

1. 保護地域ラーニングネットワークが受け入れられ、制度的に支援されるよう提案する。
2. WCPA とそのパートナーは、利用者コミュニティとの適切な相談によって、全プログラムが提案された通りに発展することが期待される。
3. WCPA の指導のもと、プログラムの発展と管理を案内を行うために PALNet 運営委員会が創設される。
4. WCPA のテーマ別技術ワーキンググループおよびタスクフォースと IUCN のその他の部門は、プログラムの科学、技術、政策的な要素を支える。

5 . IUCN とそのパートナー及びドナーは十分なプログラムの発展とその持続性を確保するための十分な財政状況の向上手段を考慮する。

ストリーム：人材育成：管理能力の向上

責任者：Julia Carabias

勧告 5.04 包括的で効果的な保護地域システムを確立する

生物多様性の経済的、文化的、内在的、審美的、精神的価値は全ての人に認識されている。生物多様性の喪失率の増加を緊急の課題としてとりくまなければ、未来の世代の生活の質をひどく損なうことになるだろう。

例えば人間によって引き起こされている生息地の損失や侵略的外来種の拡大など急速に進行しつつある変化が、生物多様性を衰退させ続け、気候変動により種の生息域が変化を迫られている。

公園会議の新たな分析によれば、地球上の保護地域ネットワークの完成にはまだ程遠く、絶滅のおそれのある種や世界的な重要地域、生息地、生物地理区系界と保護地域システムがカバーする範囲との間に重大なギャップがあることが示された。

これらのギャップや変化に対し、好適な生息地どうしの連続性を確保する一方で、現存の保護地域の拡大と新たな保護地域を戦略的に設立することが求められている。

生物多様性の損失割合の削減は、世界の全てのエコリージョンにおいて、包括的で、生態学的・生物学的に信頼ができ、代表性を持ち、効果的に管理された保護地域システムを通じて達成される。絶滅危惧種、とくに IUCN のレッドリストに記載された種はこれらの保護地域のネットワークの中で効果的に保全されなければならない。

生物多様性条約の第 6 回締約国会議で承認され、ハーグ閣僚宣言で再び声明として出され、2002 年の持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)で世界のリーダー達に確認された達成目標である「2010 年までに生物多様性の現在の損失の割合を大きく削減する」(決議 /26) は今も有効である。

WSSD の実施計画では、「生物多様性は持続可能な開発と貧困の緩和全体に重要な役割を演じる」とされ、「生物多様性は人間活動により、これまでにない割合で減少しつつある」とされている。保護地域システムは、多様な生態系がもたらす環境サービスの維持を確実にするだろう。

生物多様性は地球上に均等に区分するものではない。生物多様性の減少割合の削減のための保護地域の効果的なネットワークは、生息地、生態系、生態学的プロセスの全てのレベルにおいて適切な理解に基づくべきである。体系的な保全計画や意思決定を支援するツールが、そのような理解に基づく保護の目標として設定されるようになるべきであろう。

世界保護地域データベース(WDPA)は、政府や市民社会が包括的な保護地域ネットワークを構築しようと試みる際の基礎となるツールである。このデータベースは、世界の自然保護 NGO

や関係機関を含む世界保護地域データベースの支援と援助を受けて UNEP 自然保護モニタリングセンター(UNEP-WCMC)によって管理されている。データベースの重要性は、今回の世界公園会議の際に世界保護地域データベース協力団体の支援をうけて、IUCN と UNEP の間で調印された覚書の実行、2003 年の UNEP 管理理事会の決定に反映されている。

生物の多様性に関する条約(CBD)、移動性動物の保護に関する条約(CMS)、ワシントン条約(CITES)、世界遺産条約、ラムサール条約、などの多国間条約のほか多くの地域協定は、全ての国家にとって生物多様性の保護の重要を優先度の高いものとして認識している。

これらの点を踏まえ、包括的な保護地域システムの確立に関するワークショップの参加者は、国は、保護地域の範囲を最大化し、代表的な生物多様性を確保するため生物多様性に基いた目標を設定すべきである。特に保護地域における危機的状況にある生物多様性の構成要素を考慮すべきであるということを結論付けた。

IUCN が策定した保護地域カテゴリーに基づいた保護地域関係の条約体制に加え、共同体保護地域、共同体管理地域、民間あるいは先住民保護地域などを含めた保護地域を拡大するという活動も必要とされている。

生物多様性保全と経済開発を両立させなければならない保護地域に対しては、適切な財政的支援を行わなければならない。しかし、生物多様性の高い多くの国は財政が不十分で貧困の緩和が緊急課題とされているため困難に直面している。それゆえ多くの国は、包括的・効果的保護地域システムの創設あるいは効果的な管理に関して国家的世界的関心がなければ妥協をしてしまう。

以上の観点から、第5回世界公園会議(南アフリカ、ダーバン、2003/9/8-17)ストリーム「包括的保護地域システムの確立」の参加者は以下のことを提言する。

1. 2012 年までに、全ての生物地理学的特徴を代表し、生物多様性を最大化する包括的保護地域ネットワークの最大化とその持続に取り組むとともに、特に、危機的状況にあり保護対象となっていない生態系と世界的に絶滅のおそれのある種として IUCN の基準で分類されている種に注目するよう政府や NGO や地域社会に促す。
 - a. 現在の保護地域システムにおけるギャップを特定し、種、生息地、生態学的プロセスに関する情報を利用した体系的な保全計画ツールによって、国レベルでの新しい保護地の選定を支援すること。
 - b. 全ての世界的な絶滅のおそれのある種は本来の生息生育地において効果的に保全されるよう、以下の直接的な目標を設定する。

世界的に見て一つの限られた範囲に生育生息する、絶滅危惧 類種(CR, EN)は 2006 年までにすべて本来の生息生育地において効果的に保全されること、

その他のすべての絶滅危惧 類種 (CR、EN) も、2008 年までには本来的の生育生息地において効果的に保全されること

その他の世界の絶滅のおそれのある種は、2010 年までに十分に保存されること
国際的に重要な個体群を支える地域や、狭い範囲に生息する種の生息地を、2010 年までに十分に保全すること。

- c. 以下の直接的な目標にあわせ、全ての陸上、淡水、海洋の代表的な生態系を持つ保護地域において効果的に保全すること、
 - 2006 年までに、生態系を分類しその状態を評価する世界的な共通のフレームワークを構築すること、
 - 2008 年までに、それぞれのタイプの生態系について数値目標が立てられること、
 - 危機的状況にあるかまたは十分に保護の対象とされていない全ての代表性を持つ生態系を 2010 年までに保全すること。
 - d. 保護地域内及び周辺の生物多様性や生物多様性に影響を与える重要な生態学的プロセスの変化を特定し、管理すること。
 - e. 生息域の広い種や移動性の種の保全と生態系サービスを維持できる広い保護地域ネットワークを計画し、拡張するため、陸・海の景観に関する広域的な計画は、地域が認識する地図に配慮し、そのゾーニングや管理計画を尊重しなければならない。
 - f. 2006 年までに世界的に重要な生物群集を育み、生態系サービスやプロセスを提供する大面積の原生的な生態系をカバーする保護地域システムをすること。
 - g. 2012 年までに生物多様性条約勧告 の 2 で提案されている、“総合的流域管理によって、包括的で、適切で、代表的な陸水生態系”を維持するための淡水生態系の保護地域の領域を増加させる。
 - h. 2012 年までに WSSD の実施計画で述べられていた、代表性を有する海洋保護地域ネットワークを創造する
2. 代表的な保護地域ネットワークを成立し、第 7 回締約国会議において保護地域に関する法的メカニズムと活動を強力化するプログラムを採用することによって、上記で言及した目標の達成を可能にするよう、生物多様性条約への働きかけを促進する。この活動プログラムを支援するため、生物多様性条約の 20 条と 8 条の (m) 項に従い、目標の達成の進捗状況を図るための効果的なメカニズムとそのようなネットワークを支援するための適切な財政支援を確保する。
3. 政府、地方当局、資金提供者、開発援助機関、民間セクター、その他利害関係者に、既存

の保護地域の効果的な管理と地球保護地域ネットワークの戦略的拡大への財政的支援を求める。一方で、それが適切であれば、人々の機会を負担するための適切なステップをすすめる。

4. 上記の目標を達成するため、保護体制を強化し、各国の保全義務を実行するための国内法制度を承認するために、政府に、例えば世界遺産条約やラムサール条約といった国際的な枠組みを利用するよう促すこと。
5. 国境による保護地域の分断、土地や資源の所有や権利の複雑さといった様々な条件のもと、全ての関係者を生物多様性と生態学的プロセスの効果的な保全に関らせるような革新的な計画と法制度を開発し実行するよう政府に求める
6. 保護地域ネットワークの拡大を促進するため、保護地域の社会経済的・文化的利益を奨励するよう、政府、NGO、資金提供者、民間部門、開発援助機関に求める。
7. 世界の保護地域データベースの維持と管理に責任を持つ組織グループに対して、データベースの質の向上させ、より入手しやすく、また利用しやすいものとなるように要求する。
8. 全ての政府に世界保護地域データベース情報の定期的な更新をするよう求めていくことを生物多様性条約締約国に促す。
9. 民間セクターに対して前述目標の達成を脅かし、妥協し、反することのないよう最善の実践を採用するとともに生態学的、生物学的に包括的で信頼性があり、代表的な保護地域の確立への支援を行うよう求める。
10. この勧告でまとめられている目標を達成するため、国の指針となる保護施策の立案に関するタスクフォースを設立するよう、IUCN 世界保護地域委員会に求める。
11. 国境をまたがって存在する世界遺産や保護地域の枠組みのため、大規模で多数の国が関係している地形や自然文化現象を一連の世界遺産群として、推薦することを奨励するよう、世界遺産条約加盟国に求める。
12. 包括的保護地域システム的确立に向けた活動、先住民の権利、利益、意欲、先住民の自らの社会や文化を保持するために必要であり、保護されている彼らの土地、領域、資源に対する要求を考慮に入れることを確実にするよう、政府、地方当局、民間部門、資金提供者、開発援助機関

ストリーム：システムにおけるギャップ：包括的な保護地域システム的确立

責任者 Mohamed Bakarr

勧告 5.05 気候変動と保護地域

自然は絶えず変化するものである。科学と経験は、恒常的だと思われているものがそれ自身変化することを証明している。地球規模での変化は、例えば生物物理学、社会経済、政治など多くの面を内包している。これらほとんど全てが、保護地域に深い密接な関係を持っている。社会経済や政治的な課題は別の勧告で言及されているが、第5回世界公園会議のストリームの参加者は生物物理学的变化、特に、気候変動について特別に注意を払う必要があることを認識した。気候変動の原因結果はともに地球全体に及ぶもので、環境に関する基礎的な物理パラメータを変えつつある。気候変動と他の地球規模での変化との相乗効果は、前例のないあらたな問題を保護地域につきつけている。

生態系や種は気候変動とともに変化することになり、新しい保護地域や既存の保護地域の新しい管理戦略が求められている。極地の氷や氷河がとければ海面が上昇する。気候変動は、侵略的外来種やそれによってもたらされる疾病の問題を悪化させ、在来種の移動につながる。人口増加や定住パターン、土地利用形態の変化と組み合わせさせて、気候変動は、限りある資源に新たな需要を付け加えることになる。これらの変化は、生物多様性や生態系サービスの保全という目標にむけた新たな手立てを要求するだろう。

温暖化ガス排出の主要因は工業国にあるのに対し、生物多様性に関する気候変動の影響の多くは熱帯の国々に及ぶ。これは新たな国際的資金メカニズムを要求するような国際間の公平性に関する課題をもたらす。

種の絶滅につながるような地球規模の気候変動の主要因である大気中の温暖化ガスの増大は、“気候システムへの危険な干渉”である。最近の研究では、二酸化炭素の排出レベルが前工業時代の2倍になれば、多くの動植物種が絶滅することになるという結果も出ている。いかなる絶滅も許されないので、地球上の温暖化ガス濃度を安定化させることが求められている。

それゆえ、気候変動に対し、二重の対応が生物多様性を保護するために求められている。

- a. 温暖化ガス濃度を安定化させ、気候変動の抑制する
- b. 気候変動からの回復力を持つような保護地域の新設や気候変動の影響から生物多様性を保護するためのコリドーの新設といった要素を含む、新たな保護戦略の制定

以上の観点から、第5回世界公園会議（南アフリカ、ダーバン、2003/9/8-17）包括的保護地域システム的确立に関するワークショップの参加者は、他のストリームからの指摘も踏まえ、以下のことを提言する。

1. 気候変動や他の地球規模の変化によって保護地域にもたらされている脅威を認識するよう、政府と市民に呼びかける

2. 京都議定書の批准も含め、国内あるいは国外での温暖化ガスの排出削減となるような政策を実行し、地球の温暖化ガスを温暖化による種の絶滅や減少を回避できる水準に抑え、安定化させるよう、政府に求める。
3. 一人ひとりに炭素由来エネルギーの消費を抑えるよう求めるとともに、それぞれの保護地域がクリーンエネルギー技術の導入のさきがけとなるよう求めていく。
4. IUCN とそのメンバーに気候変動が保護地域に与える影響に関する地域的な分析と新たな自然保護戦略に求められるものの分析の継続を呼びかける。それには以下のことが含まれる
 - a. 直接的な手法と既存の知見の洗練、回復性を高めるためのツールを保護地域ネットワークに適用すること
 - b. 地域気候モデル(Regional Climate Model) や複数生物種モデル(Multi-species Model) の導入など、短期(およそ5年を目標とした)の海洋や陸上の地域的な試験研究
 - c. 地球上の全ての地域をカバーする保護地域に対する気候変動の影響について長期的(およそ10年単位を目標とした)地域研究プログラムの確立。
5. 政府、資金提供者、開発援助機関に気候変動に対応するために保護地域が必要とする追加費用もカバーするような国際的な財政メカニズムの確立を求める。
6. 政府、NGO、地方共同体に気候変動の影響で、種や生態系の持続性への危機が高まっている保護地域の具体的事例を特定し、指定するよう、呼びかける。それには以下のことが含まれる。
 - a. 絶滅のおそれのある種については2012年までに特定すること、
 - b. すべての種・生態系については2015年までに特定すること。
7. IUCN 世界保護地域委員会に以下のことを勧告する
 - a. 気候変動に対する施策やガイドラインを適用する実践者や管理官庁、管理を行う共同体への助言の観点から、パートナーシップを拡大し、専門的能力を高めること、
 - b. 気候変動による影響や機会を予測し、その管理に適用される手法を確立するための最善の実践を特定し、議論すること。
8. 種の保存委員会の気候変動に関するタスクフォースは、世界保護地域委員会と協働して、保護地域の管理者が、気候変動によって特に絶滅のリスクを負う可能性のある種の情報を手に入れられるようにする。
9. 政府や保護地域管理者、保護地域計画者は、気候変動の影響を緩和するため、保護地域に抵抗性や順応的管理といった概念を取り入れ、変化に対応できるよう柔軟に保護地域ネッ

トワークを設計し、管理するようにする。

10. 第5回世界公園会議は、気候変動に関する項目を保護地域管理や他の自然保護戦略に組み込む試みの有効性について評価する。

ストリーム：システムにおけるギャップ：包括的保護地域システムの確立

責任者：Mohammad Barkarr

勧告 5.06 持続可能な山岳開発に貢献する山岳保護地域の強化

国連環境開発会議（リオデジャネイロ、ブラジル、1992）で出されたアジェンダ 21 の第 13 章は山岳に関する章であり、山岳をもつ全ての国に持続的な山岳開発に関する国家的権限の強化と長期的な山岳行動計画の準備を呼びかけている。

2002 年の国際山岳年(International year of Mountain)には、地方、国家、国際レベルで、世界的な課題として山岳生態系に注目が集められ、注目すべき多くのイベントが催された。

ビシケク地球山岳サミット（ビシケク、キルギスタン、2002 年 11 月）や持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルク、南アフリカ、2002 年 8 - 9 月）では、これらの行動への呼びかけが強調された。

適切で代表性を持つシステムあるいは山岳保護地域ネットワークの設立や効果的管理は、生物多様性の保全の最も重要な手法であると同時に、山岳の持続可能な開発のための重要な一要素である。さらに、山岳はしばしば国と国の境界であり、紛争が起こる地点となることもある。

山岳の生物多様性と保護地域との間の緊密な関係は、次回の生物多様性条約締約国会議（クアラルンプール、マレーシア、2004）の焦点のひとつとなっている。

この観点から、山岳保護地域に関する世界公園会議事前会合が南アフリカの世界自然遺産地域ウカラランパドラケンスバーグ公園で開かれ、60 名の管理者や科学者、23 の国を代表する政府関係者が参加し、この声明を支持した。

以上の観点から、第 5 回世界公園会議（南アフリカ、ダーバン、2003/9/8-17）の横断的テーマ「山岳」の参加者は、以下のことを提言する。

1. 山岳の持続可能な開発にとって重要な世界中の山岳地帯において、隣接するランドスケープやシースケープの保護施策とも連携をとりながら、適切で生態系を代表するような山岳保護地域ネットワークの設立を支持する。
2. IUCN に以下のことを求める
 - a. 世界保護地域委員会や生態系管理委員会（必要ならば他の委員会も含める）を中心とした合同委員会による「山岳活動」タスクフォースを支援すること
 - b. 「山岳活動」タスクフォースも支援している、世界保護地域委員会が 2004 年-2008 年に行う山岳戦略 (Mountain Strategy) の実施に特別な注意を払うこと
 - c. アジェンダ 21 の 13 章の実施施策の 1 つとして、山岳地帯での持続可能な開発のための国際協力に十分に参加すること

- d. 生物多様性条約の 2004 年の締約国会議はこれらの論点が議題となるため、生物多様性と山岳と保護地域との間の極めて重大な関係性を強調するためのリーダーシップを提供すること
- e. 国境となっている特定の山岳地域に、地域紛争の解決に貢献する平和公園の考えを議論し発展させるためのフォーラムを提供すること

テーマ：山岳

テーマ責任者：Larry Hamilton

勧告 5.07 保護地域の財政保障

保護地域はすばらしい利益を提供するため、多大な財政支援を受ける価値がある。世界は、持続的な開発に関する世界サミットにおいて、2010年までに生物多様性の損失を減少させるという目標に向けて行動することに同意した。

しかし、大きな財政的なギャップは、保護地域システムの管理者が自分達の財政状況を良くするためにますます資源を使う必要性に迫られ、保護地域が大きな状況の悪化に直面していることを意味している。

この要求の指標として、1990年代初頭の保護地域の予算の合計は、今後30年の間に陸域、湿地、海洋生態系を含む、包括的な保護地域システムの創設及び維持に必要なと推測される年間200 - 300億ドルという額の20%にしかならないといわれている。

にもかかわらず、今だ、意図的または、非意図的に保護地域への資金の流れを制限するような、政策やその他制度上の以下のような障害がある。

- a. 自然保全とそれに関係する文化価値に対する予算配分が、競合する予算プログラムに対して、優先性が低い。
- b. 観光と保護地域からの環境サービス（水の使用量など）からの財源が、保護地域管理に割り当てられない。
- c. 保護地域への資金の流れを規制する、制度的な障壁がある。
- d. 保護地域管理への資金の調達が行われないような、不適正な管理構造がある。
- e. 保護地域の支援に参加することを支援団体に勧めるようなメカニズムの不在
- f. 保護地域システムのレベルにおいても、特定の保護地域においても、ビジネス計画の活用の限定

これらの問題の解決をはかるため、IUCN世界保護地域会議は持続的な財源に関する実施のイニシアチブをとった。

以上の観点から、第5回世界公園会議の資金に関するワークショップ「安定的な財政支援の確立」の参加者は、政府、国内NGO、国際NGO、国際会議（南アフリカ ダーバン 2003/9/8-17）先住民、地域共同体、市民社会に以下のことを提言する。

1. 持続的な開発に関する世界サミット（WSSD）の生物多様性の目標の達成に向けて行動可能にし、それにかかる費用を計算する。
2. 保護地域の財源増加のための資金メカニズムが、生物多様性の低下や、自然、文化遺産の破壊をもたらさないことを確実にする。
3. 保護地域への資金支援を増加させるために、世界や国に対し、保全の結果と保護地域の社会経済的な利益の両方を含め、保護地域への投資の結果をより効果的に伝える。

- 4 . 多様な資金メカニズムのポートフォリオと費用効率の高い、陸域、湿地、海域における保護地域ネットワークとシステムの管理方法の実施への適切なインセンティブと支援を通じて、保護地域と生物多様性の保全に対する資金の流れを増加、多様化、安定化させる。そうすることによって、長期の保全目標が世界中の各エコリージョンに十分合うようにする。
 - 5 . 経済発展に関する決定が費用と、利益、社会への影響に対する十分な理解のもとで行われるように、保護地域と生物多様性が一般的に提供するモノとサービスの適切な評価を確実なものにする。
 - 6 . 保護地域ネットワークおよびシステムにわたる、効果的な資源の配分を含め、持続的な資金の解決に対する政策的、制度的な障壁を取り除くことが、生物多様性や、自然遺産、文化遺産の目的を危うくしない地域においては、そうすることにより、新旧両方の資金源からの資金と、保護地域によって生じた財源が、十分にそして効果的に保護地域管理に向けられるようにする。
 - 7 . 保護地域やその周辺の地域コミュニティ、先住民コミュニティが一次的な利益を得る人として、保護地域が提供する生態的なサービスによる収益を拡大させるために、増加しつつあるさまざまな機会からの利益へのアクセスを許可されるようにする。これには、従来の観光関連による収益の他、清浄な空気と水の供給、食料保障、災害防止、土壌保全、遺伝子資源の保全、レクリエーションの機会、炭素の吸収源なども含まれる。
 - 8 . 支援者、政府、民間セクターに、生物多様性の保全のための信託基金や寄付金の創設と、債務の交換のようなその他の持続的な資金メカニズム、また、国の「貧困削減戦略」に生物多様性と環境への支援を含めることを要求する。
- すべての利害関係者による共同提案の戦略に基づいて、調整支援、保全資金の情報の質や普及の改善など、保護地域の資金源の調整を改善する。
- 10 . 持続的な資金メカニズムへの支援を通じて、GEF の将来への蓄えを増加させ、発展途上国の保護地域を持続的に管理する。
 - 11 . 漁業、農業、その他環境の劣化や生物多様性の損失に関わる分野への助成金として、現在割り当てられている財源を、変更または減額することにより、保護地域への資金の流れを増加させるよう、あらゆるレベルで政府を促す。
 - 12 . 必要に応じて、経済活動からの環境保障金が、保護地域や生態系の回復に効果的に使われるようにする。
 - 13 . 予算編成、財務計画や、保全地役権、直接支払い、税の控除、市場ベースの取引などの革新的な方法の利用を通じて、保護地域の財源に関して費用効率性を増すことに最大限の焦点を置く。

ストリーム: 財政と資源: 安定的財政支援の確立

責任者: Carlos Quintela

勧告 5.08 保護地域への民間基金

自然や生物多様性、文化遺産の持続的保全を妥協することなく確実にするには、保護地域への適切な基金が提供される普遍的な必要性がある。

同時に、相互に有益な関係の下で、保護地域管理者とかかわろうという民間部門も増えつつある。

にもかかわらず、保護地域の管理や資金的枠組みに民間部門が参加することを制限する可能性のある政策や組織的な障害がある。

透明性や意思決定への公平な参加のための有効なメカニズムが欠如していることによって、これらは悪化している。

さらに、保護地域システムの管理者は、長期的な財政保証や企業的手法の要求、あるいは民間部門側の要求に応じるような、保護地域管理に民間部門が公平に参加するというあり方にあまりなれていない。

この問題を解決する一環として、IUCN 世界保護地域委員会は「持続可能な財政」に関する活動を実施してきた。

以上の観点から、第5回世界公園会議（南アフリカ、ダーバン、2003/9/8-17）のストリーム「財政：将来的な資金保証の確立」の参加者は、以下のことを提言する。

1. 政府、国際・国内 NGO、地方共同体、先住民共同体、企業、市民社会に以下のことを勧告する
 - a. 障害を取り除き、保護地域管理における官民共同体のパートナーシップと自然、生物多様性、文化遺産の持続的保全を確保するような資金の枠組みを促進すること
 - b. 保護地域と民間部門のパートナー、両方ともに利益を得るような新しいパートナーシップを実施する法的、行政的、財政的枠組みを開発すること
 - c. 適切な法制度や他のメカニズムの採用によって、環境サービス市場を興し、保護地域から得られる見返りを、より有効に、公平に、十分に分配することを確保すること
 - d. サービスを提供し、保護地域やその管理の支援に貢献する地方共同体や先住民共同体は、公平な対話の下、民間部門とともに保全に参加・関与できるようにし、保護地域や保護地域に関係するプロジェクト活動から得られる経済的利益を共有できるように確保すること
 - e. ビジネス計画やマーケティング、保護地域管理に適用される関連技術を育成し、適用し、促進すること
 - f. 良い統治や透明性を促進するためのビジネスガイドラインや基準を作成し、保護地域

の目的を高めること

- g. 特定の民間部門の活動が生物多様性や自然、文化遺産に悪影響を与える際には、責任を持つ団体が、保護地域の支援も含め、その悪影響の回避、最小化、緩和、復元、代償などのコストを支払うべきであることを確実にすること

2. 世界保護地域委員会に以下の手法を考慮するよう求める

- a. 保護地域への財政支援の機会を促進する手法
- b. 全てのレベルで、地方共同体や先住民共同体の意欲や文化、価値観を認識し、尊重するような保護地域管理を奨励する手法

ストリーム：財政：安定的な財政支援の確立

責任者：Carlos Quintela

勧告 5.09 保護地域支援のための総合的景観管理との統合

保護地域は生物多様性の保全に焦点をあてる一方で、より効果的には、広域的な景観（ランドスケープ、シースケープ）とのつながりの中で管理されるべきである。

生物多様性を扱う条約は様々なところでこの必要性に着目しており、重要なものとしては、生物多様性条約締約国が承認したエコシステムアプローチ原則（決議 /6, ナイロビ、2000）やラムサール条約締約国が採択した「ワイズユース指針」がある。

他の多国間協定（重要なものとしては、ボン条約やワシントン条約、いくつかの地域協定がある）は、世界遺産リストに文化的景観地域や生物圏保存地域ネットワークなど、保全目標を追及する際に景観管理の手法と統合する重要性を認識している。

同時に、保護地域の設計や管理は、周辺の景観の構造や状態を考慮し、特に、気候変動の割合や行方などのいっそうの予測不可能性に対応できるよう十分に柔軟なものでなければならない。

以上の観点から、第5回世界公園会議（南アフリカ、ダーバン、2003/9/8-17）のストリーム「保護地域支援のための総合的景観管理」の参加者は、以下のことを提言する。

1. 政府、NGO、地方共同体、市民社会に以下のことを勧告する。
 - a. 保護地域の核心部が、周囲の景観の一部として守られ、結果として自然保護の価値を高めるよう設計されている生物圏保存地域世界的ネットワークのような、保護地域の設計原則を採用し奨励すること
 - b. 周辺の生態系との連続性を強調するような保護地域の設計原則を採用し、その周辺の生態系が生物多様性保全に向けて管理されるように確保すること
 - c. 劣化している保護地域や周辺のランドスケープの生態学的プロセスを回復させる必要性と保護地域の生態学的統合性を確保する必要性を認識すること
 - d. 保護地域と周辺のランドスケープの全体的な設計や管理のなかに、保護地域の近くあるいは中で、生物多様性の保全と矛盾しないような人々の存在やその必要性が、反映されるべきであるということを認識すること
 - e. 周囲の景観地域における保全活動（スチュワードシップ活動）などを通じて、様々な利害関係人を結びつけるような参加プロセスの重要性を認識すること
 - f. 保護地域に対して順応的管理の原則が採用されるように確保すること
 - g. 生物多様性への広い意味での関係者として、地方共同体の参加活動を奨励するような政策的な枠組みやインセンティブを採用し奨励すること
2. UNESCO や IUCN、環境に関する多国間協定の事務局に対し、政府や市民社会、民間部門、先住民共同体、地方共同体、NGO と協働して、以下の行動を行うよう呼びかけ

る。

- a. 国際的な法制度がいかに特別地域を設立し、生物多様性の保全や保護地域管理、持続可能な開発に対して、相互に利益を与えるような貢献ができるかということを実証すること
- b. 伝統的民族や移動民族の人々が形作ってきたような景観を含めた、文化的な景観を再生し、周辺のランドスケープとの連続性をもつ保護地域を田舎の共同体を活性化させる契機として利用すること
- c. UNESCO の MAB 生物圏保存地域の世界ネットワークでおこなわれている地球規模での統合的景観管理やラムサール条約、他の関連する国際協定、とくに、境界を越える利益をめざす国際協定における経験や教訓を採用し、奨励すること

ストリーム：陸・海の景観との連続性

責任者：Peter Bridgewater

勧告 5.10 広範な景観と保護地域の統合の際の、関連する国際条約やプログラムとの政策の連続性

持続可能な開発に関する世界サミット(WSSD)の実施計画は、2010年までに生物多様性の喪失率を大きく削減することを要求し、目標達成に向けた保護地域や生態学的ネットワークの必要性に言及している。

生物多様性条約第8条(a)項は締約国に生物多様性の保全に必要とされる保護地域システムの確立を求め、第8条(e)項では、生物多様性の保護を補強する観点からこれら保護地域の近隣の地域における開発が環境的に持続可能なものとなるよう促進することを求めている。

いくつかの国際的あるいは地域的な条約やプログラムが保護地域の課題に特に注目している。

地球規模では：

- ・ラムサール条約では、湿地の保全やワイズユースの条項や保護湿地設立のための条項を設けており、それらは、広域の景観の中で統合的な手法で管理されるべきものとされている。
- ・世界遺産条約では、世界遺産リストへの記載に際し、締約国に、その地域を保護しその傑出した普遍的価値を促進するための十分で適切な法的保護を確実にし、生態学的な統合状態を満たし、効果的管理を確実にするよう求めている。
- ・UNESCOのMAB生物圏保存地域世界ネットワークは、地域計画に統合されるような、核心地域・緩衝地帯・移行地帯などのゾーニングシステムを提供し、自然保護と開発、教育研究の相互連携に焦点を当てている。

これらの枠組みはそれぞれ、保護地域の状態を検討することや、危機に脅かされているあるいは機能不全に陥っているものを特定する手続きを持っている。

同様に、保護地域がその目標達成に決定的な役割を持つにもかかわらず、条約の文言で保護地域がはっきりとは言及されていないようなボン条約もまた移動性動物種の保護に貢献している。

このような観点から、景観の連続性に関するワークショップの参加者は、保護地域をより広域の景観と結びつけるのにこれらの国際的な枠組みが役に立つと結論付けた。

以上の観点から、第5回世界公園会議(南アフリカ、ダーバン、2003/9/8-17)のストリーム「陸・海の景観との連続性」の参加者は、以下のことを提言する。

勧告：

1. 政府、地方共同体、先住民共同体、市民社会、NGOは、既存の国際的な枠組みへの関与

を維持、強化し、保護地域の特定と管理に係る実務を調和する機会を追究すること

2. 政府、地方共同体、先住民共同体、市民社会、NGO は、生物多様性条約締約国によって承認されたエコシステムアプローチが提唱している統合的概念の観点から、生物多様性条約条文の枠組みに従い、WSSD 行動計画の実施に貢献するとともに、上記国際的枠組みへの貢献関係を確実にすること
3. 保護地域で活動する政府、地方共同体、先住民共同体、市民社会、NGO と、持続可能な開発が促進される周辺地域とは、MAB 生物圏保存地域世界ネットワークの配慮など、国際的な枠組みの下で設計されながら連携を十分にいき、保護地域活動が、周辺の景観における活動と調和するよう確保する
4. 関連する国際条約やプログラムの統治組織は、その条約目標の達成手法として、その実行計画や実施プログラムの中で、景観との連続性を確立し、維持することを促進すること
5. MEAS/プログラムの統治組織は、その自然保護の目標達成の手法として、その実行計画や実施プログラムの中で、景観との連続性を確立し、維持することを促進すること

最後に

6. 国際条約や他の枠組みに係る議論への参加希望を表明する政府、地方共同体、先住民、市民社会、NGO が十分な財政資源を手に入れることができるようにすることを勧告する

ストリーム：陸・海の景観との連続性

責任者：Peter Bridgewater

勧告 5.11 国境にまたがる保全イニシアチブの発展を支援する地球ネットワーク

世界中の国境にまたがる保全イニシアチブの急速な成長により、113カ国の666の保護地域を含む、169の国境をまたぐ保護地域の集合体が創設されている。

国境をまたぐ保全イニシアチブは、景観レベルにおける、生物多様性と文化資源を保全し、国境付近の共同体や社会の平和的な協力を促し、地域経済の成長や統合を産む可能性を秘めている。

保全に関する機関と、開発に関する機関の関与と投資は、世界中の国境をまたぐ保全イニシアチブにおいて、非常に重要なものになっている。にもかかわらず、国境をまたぐ保全地域の支援と発展のため、また持続的な効果的管理のための手法を改良するために、機関間の協力の拡大に対する必要性が残っている。

生物的、社会的、経済的、政治的、法的、制度的な、平和的、協力的な目的にわたる、モニタリングと評価の進展に向けた、合意されたアプローチに沿った国境をまたぐ保全のための戦略的な世界規模の枠組みが欠けている。

保護地域の管理者が、効果的な国境をまたぐ保全プログラムの指揮をとるために、管理へのアプローチを調和させ、コミュニティを保全、発展プログラムに含め、サイトレベルの最もよい実践方法を開発、共に適用し、得られた教訓を共有する必要がある。

統治と連携のワークショップの参加者は、これらの点に気付き、何年にもわたって、国境をまたぐ保護地域の最良実践ガイドライン及び、平和時、紛争時における、国境をまたぐ保護地域のための規約起草の両方を含む、平和、協力のための国境をまたぐ保護地域に関する、保護地域の最良実践保護地域ガイドラインシリーズ No.7 に関する世界会議の発展も含め、ガイダンスと支援を提供する多大な努力がなされたにもかかわらず、協調的、協力的な、国境をまたぐ保全イニシアチブの支援と発展のための国際会議がないことは、これらの進展を防ぐものである。

彼らはまた、国境をまたぐ保護地域を正式化し、それらの創設と管理において、適切な基準が適用されることを確実にする、登録や指名の必要性を付け加えた。

以上の観点から、第5回世界公園会議(南アフリカ ダーバン 2003/9/8-17)「陸・海の景観との連続性」に関するワークショップ、統治に関するワークショップの参加者は、政府、非政府組織、国際組織、開発機関、特にIUCN(国際自然保護連合)に、以下のことを提言する。

- 1 . 国境をまたぐ保全イニシアチブの地球的ネットワークとして機能し、IUCN 会員、生物多様性条約の参加国、保護地域管理者、その他の人々が、協力し、学んだことを共有し、適切なアプローチと戦略の開発を続ける場所としての国際フォーラムの創設を支援する。
- 2 . 一般的なガイダンスをサイトレベルでの効果的な保全の実践につなげ、そして特に、目的主導型の保全管理、包括的な地域統治、平和的協力のための実施手順に関し、最良の実践をするため、国境をまたぐ保全イニシアチブの、手法とメカニズムの開発のために、同意の得られたプログラムの発展と適用をする。
- 3 . 生物的、社会的、経済的、政治的、法的（慣習を含む）、制度的、そして平和協力的な指標にわたるあらゆるタイプの、国境をまたぐ保全のモニタリングと評価の、同意されたプログラムの開発と適用を行う。
- 4 . 幅広い話し合いを通じて、国際的に可能な枠組みや、国際的に承認された指定または登録済みの、国境にまたがる保護地域の発展と、さらにラムサール条約、世界遺産条約、人間と生物圏計画（MAB）などとの、共同推薦を通じた地域の推薦認定を発展させる。

ストリーム：陸・海の景観との連続性と統治

責任者 s : Peter Bridgewater / Jim Johnson, Grazia Borrini-Feyerabend

勧告 5.12 保護地域の保全と支援の手段としての観光

世界の観光業とレクリエーションセクターは、保護地域と関連コミュニティに多大な利益を与える可能性を秘めている。観光業のみでは、保護地域やコミュニティの発展を支援する力が十分ではないが、それでも経済的な利益、コミュニティへの機会、保護地域のための土地の獲得機会、文化的、自然的遺産の深い理解、人間と環境の相互作用についての幅広い知識、自然的、文化的価値に対する興味と参加の増加などを提供できる。このような内容においては、訪問、レクリエーション、観光は、保護地域支援の育成と、生物的、文化的遺産の保護の重要要素である。慎重で、戦略的な政策の実践と、前向きで、効果的な観光業の管理は必要不可欠である。

一方で、観光業のもたらす生態的、社会的、文化的な犠牲も考慮しなくてはならない。ごく限られたわずかな影響でさえ、保護にとっては重大なのである。計画性がなく、成熟していきなく、また適切に運営されていない観光業は、文化的景観の低質化、生物多様性の損失、生態系の汚染と悪化、農地とオープンスペースの移動、水資源とエネルギー資源の減少、社会システムの崩壊と貧困の増大を引き起こす。

保護地域の中および周辺の観光業は、保護への手段、保護地域の支援を確立するものとして計画されなければならない。つまり、生態的、文化的、精神的、審美的、娯楽、経済的価値を含む、保護地域の多くの重要な価値の普及を行い、生物多様性、生態系の全体性、文化的遺産の保護のための保全活動に必要な資金を産みだすものとして、である。先住民や地域住民の伝統的な習慣と価値を支援し、神聖な場所を保護、尊重し、伝統知識を受け入れることに対する動機を提供することで、観光業は先住民や地域住民のコミュニティの生活の質に貢献すべきである。

保護地域に関わる利害関係者は多く、したがって管理者は、観光業、地域コミュニティ、訪問者を含む様々な部門の人々と効果的に活動することができるよう、資源と訓練を必要としている。

補助となる多くの条約、綱領、ガイドラインがある。中でも、

- a. 生物多様性条約：脆弱な生態系における観光業のガイドライン (Guidelines on Tourism in Vulnerable Ecosystem)
- b. 国際記念物遺跡会議 (ICOMOS)：(世界文化観光憲章：文化遺産地域における観光の管理)
- c. ケベック・エコツーリズム宣言
- d. IUCN 世界保護地域委員会の出版物 保護地域の持続的な観光：計画と管理のためのガイドライン
- e. 世界遺産条約 (The Convention Concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage)

f. 世界観光機関（WTO）世界観光倫理コード（Global Code Of Ethics for Tourism）

以上の観点から、「保護地域への広範な支援の確立」に関するワークショップの参加者は、

1. 適当な、機関、協会、経営者を含む、観光業部門が、保護地域管理者や地域共同体と共に活動し、先進国、途上国の両方において、保護地域に係る観光業が、以下のことを確実にするように提言する。
 - a. 保護地域の保全の役割の優先性を尊重する。
 - b. 保全と、保護地域管理のために、具体的で平等な資金的な貢献を行う。
 - c. 以下のことを通じて、観光業が地域経済の発展と貧困の削減に貢献することを確実にする。
 - . 地域の中小企業の支援
 - . 地域住民の雇用
 - . 地域のモノとサービスの購入
 - . 地域との公平で平等なパートナーシップ
 - d. 訪問者の適切な行動を促す、関連する手法を用いる。（環境教育、通訳、マーケティング）
 - e. 保護地域内や周辺の、生態学的、文化的に適切な技術、基盤施設、設備、材料を用いる。
 - f. 負の影響を監視、報告、回復させ、正の影響を拡大する
 - g. 保護地域の利益と保全の重要性について話し合う
 - h. ガイドライン、行動規定、認証プログラムの利用を進める
2. 主要な意思決定者は、自然保護関係者（IUCN 世界保護地域委員会観光と保護地域に関するタスクフォース）とともに活動し、以下のことを確実にするよう提言する。
 - a. 自然、文化遺産の持続的な利用を支援する。
 - b. 地域コミュニティ、先住民コミュニティの発展と経済的機会をサポートする。
 - . 保護地域の創設、拡大、効果的管理のための政治的、金銭的支援を提供する。
 - . 関係する国際的な取り決め、国の法律、保護地域のガイドラインの実施を支援する。
 - . 訪問と教育を通じて、自然、文化遺産への尊重と、スチュワードシップを育成する。
 - . 文化的で適切な参加プロセスの利用を促す。
3. したがって、重要な国際的、国家的な機関、地域政府、民間セクターが、以下の研究と発展を支援することを提言する。
 - a. 観光業と、保全、コミュニティの発展のつながりを理解する。
 - b. 保護地域の観光に関する信頼性のあるデータを整備する。
 - c. 保護地域への訪問の望ましいタイプとレベルを決定する。
 - d. 適切なモニタリングと評価を促進する。

- e.効果的な管理を促進する。
- f.保護地域の観光に関する政策の発展を進める
- g.保護地域の人材に対する適切な観光に関連する訓練を行う。
- h.効果的な解釈と教育を提供する。
- i.訪問者の経験、行動、影響を理解する。
- j.観光を通じての、保護地域の持続的な資金のための適切な手法と技術を発達させる。

4 . これらの提言とその実施に関して、IUCNのWCPA 保護地域の観光に関するタスクフォースによってなされる調整を普及させる。

ストリーム: 保護地域への広範な支援の確立

責任者 s: Jeff McNeely

勧告 5.13 保護地域の文化、精神的価値

保護地域の創設は、自然、生物多様性、特有の文化の価値と重要性を保護する人間社会の理性的な選択の結果である。

個人やコミュニティはしばしば精神的理由のために保護地域を利用する。それは、保護地域が人々を刺激し、癒し、また、自然と共に、平和、教育、交流の場を提供するからである。

多くの国境をまたぐ保護地域は、平和や協力の地域として発展し、維持されている。したがって、人々、国、コミュニティ間の平和を築く、具体的で価値のある側面を提供している。

保護地域は、自然保護のための基本的な手段として機能している。したがって、それは地球上の生命保護のための人類の最も高い願望と責務を表しており、そして深い敬意と倫理的な認識とからなる場所である。

多くの社会、特に先住民や伝統的な民族は、神聖な場所を、社会的、文化的に最高のものとして、彼らの世界観、自然の神聖さ、自然と人間の切り離せないつながりに関する価値観の表れとして、認識しており、地理的な地域、自然、生態系、種の保護のための伝統的な行動に従事している。

彼らはまた、神聖な場所を、知識や自分達の文化の理解における特別な源であり、したがって、大学におけるのと同等と考えられるものを提供している場所として認識している。

神聖な場所は、先住民や伝統的な民族によって崇拜され、また手入れされている。それは彼らの領地の重要な部分であり、地域、国家、世界的にも重要な利益をもたらす。いくつかのケースでは、既存の保護地域システムの部分として、それらが認識されるように求められている。

以上の観点から、第5回世界公園会議(南アフリカ ダーバン 2003/9/8-17)ストリーム「保護地域への広範な支援の確立」で行われたワークショップ「保護地域の文化的な支援の構築」のセッション参加者は、全ての保護地域システムが、自然保護において、保護地域の精神的価値と文化に基づいたアプローチを認識し、取り入れるよう以下のように提言する。

1. 先住民に、特に神聖な場所、彼らの人類学的、文化的な遺産、博物館や、保護地域の内外のコレクションに収められている、儀式用の道具、人骨や遺体などを所有し管理する、国際的に保証された権利を認める。これらは以下の権利を含む。
 - a. 神聖な場所や物、先祖から受け継いでいるもの、人類学的、文化的、知的な遺産を明確にし名前をつける。そして、それらは権威のあるものとして尊重する。
 - b. 適切などころにおいては、彼らの遺産、物、先祖代々伝わっているもの、上記

- のような場所の秘密を維持しつつ、これらに関連するプライバシーを享受する。
- c. 先住民の利用の自由や、状況の説明がないまま取り上げられた、神聖な場所、遺産、物、先祖代々伝わっているものに対する保障がなされること。
 - d. 彼らのしきたりどおりの方法で儀式や、宗教的、精神的な活動を自由に行う。
 - e. 儀式や神聖な場所、人類学的文化的遺産の場所において行われる活動で使われる植物、動物、その他の自然資源を集め、収穫し、収集を行う。
 - f. 先祖や将来の世代に対する責任を維持する。
- 2 . したがって、国際機関、政府、保護地域当局、NGO、教会、利用者、利害関係者が、保全活動と関連して、前述された権利について、十分に認識し、尊重することが提言される。
- 3 . 政府に対しては以下のことが提言される。
- a. 多文化価値と保護地域システムへのアプローチを育成するような法律や政策を、推進し、適用する。
 - b. 生物多様性の保全や生態系管理の価値と同様に、特に先住民や伝統的民族の神聖な場所の重要性を認めるような、法律や政策を、推進し、適用する。
 - c. 関係する人々や地域共同体の十分に効果的な参加と承諾をもって、神聖な場所の完全性を保護するような法や政策をとり入れ、実施する。
 - d. 効果的な管理と、地域共同体や先住民による意思決定プロセスとともに、神聖な場所への損害を賠償する法律や政策を取り入れ、実施する。
 - e. 神聖な地域における管理と適切な保護を確保するために、先住民と地域共同体による共同体保全地域のような革新的な運営モデルの効果を認める法律や政策を推進し、適用する。
 - f. 神聖な地域を含む、文化的、精神的に重要な地域における、地域共同体の保護努力を支援するために、効果的な活動を推進し、実施する。
 - g. 神聖な地域の慣習的な利用と管理を尊重し、保護地域の伝統的な熟練者へのアクセスを確実にするような、政策や規則を適用し、実施する。
- 4 . さらに、政府、NGO、地域共同体と市民社会に対しては、
- a. 保護地域システム、保護地域の指定、目標の設定、管理計画、ゾーニング、管理者の訓練などにおいて、特に地域レベルにおいて、物質的、文化的、精神的価値にわたるの十分な範囲へのバランスのとれた注意がなされるようにする。
 - b. 神聖な場所の保護に関連した法的、技術的なサポートを得るために、要求されたときには、先住民や伝統的民族を権利と利益を尊重しながら、彼らを支援する。
 - c. 特に神聖な場所の文化的価値、精神的価値の認識を高め、尊重するような、公教育とメディアキャンペーンを発展させて実施する。

- 5 . 保護地域管理者への要求としては、

- a. そのような場所を崇拝する人々の参加と、十分な承諾、そして、神聖な場所の管理と保護に関する決定において積極的に彼らを巻き込むなど、保護地域と共に、神聖な場所を認識する。
 - b. 先住民間、地域コミュニティ間、その他の利害関係者間における文化間の対話と争いの解決を進める。
 - c. 保護地域に関連した活動や、彼らの文化的、精神的価値を維持する地域共同体の努力をサポートする。
 - d. これらの問題に関して先住民の言語の利用を促進する。
6. 全ての保護地域の分類の中で、文化的、精神的価値の重要性の認識をするためには、現在は取り除かれているこれらの価値を、基本的な管理の目的として追加するために、IUCN は、1994年の保護地域カテゴリーとガイドラインを見直す必要がある。
7. 世界保護地域会議とそのメンバーに、IUCN プログラムの保護地域に関する要素の中で、上記の行動を支援するための取り組みを計画し実施することを要求する。

ストリーム：保護地域への広範な支援の確立

責任者：Jeff McNeely

勧告 5.14 都市と保護地域

現在、世界の人口の50%が都市部で生活し、その割合は2030年には60%に達するものと見込まれている。

保護地域は、教育から健康、余暇、流域の保護、生物多様性の保全、観光による収入など幅広い重要な利益を、近隣のあるいは遠方の都市に提供している。

保護地域システムは、また、都市部に集中している投票者、リーダー、オピニオンリーダーの支援に依存している。同時に、都市生活者は自然とのつながりを失う傾向にあり、その結果、彼らの生活の質が低下し、意図せずして環境に対して無責任に振舞う可能性も出てくる。

だが、都市居住者は、教育によるものと同様に、自然体験を通じていっそうの理解と自然への愛着を手にするができる。生態系の回復や環境保護は、都市生活者の生活の質にとって重要なものである。都市居住者と自然との相互作用は、直接的に社会的、経済的、文化的利益をもたらす。

保護地域に対して責任を持つ官庁は、自然地域や都市近郊での自然保護・回復、自然の理解などの一般的な活動を通じて、都市居住者に働きかけるだけでなく、不利益を被っている人々に手を差し出すことや自然体験の共有を通じた社会との橋渡し、緑への支援などの特殊な役割を通じて、働きかけを行うことができ、そして、都市部での持続可能な開発を促進することが出来る。

IUCN は、都市や都市居住者、都市組織が、新世界保全戦略 (Caring for Earth) (1991) や IUCN 50 周年式典 (Fontainebleau, 1998) など、IUCN の目標達成全般に大きな役割を演じることを認識した。都市の人々は、例えば「保護地域との関係性の強化」(第4回世界公園会議で出された勧告1、カラカス 1992) といった世界保護地域委員会の基礎的な目標達成に重要な存在である。社会や経済的な関心と保護地域を結びつけるということは、世界保護地域委員会の行動計画 (2001 - 2004) の優先事項である。

都市の自然保護活動や多くの IUCN メンバーの活動からの経験の交流や子供と若者を自然保護活動の立案に参加させるようなプログラムなど、地方での多くの革新的な社会環境プログラムをいっそう促進するべきである。

最後に、ユネスコの MAB 生物圏保存地域プログラムといった関連する政府間プログラムや文化遺産と自然遺産を連関させるような国内プログラムによって、都市レベルでの生物多様性保護がいっそう強調されている。

以上の観点から、第5回世界公園会議 (南アフリカ、ダーバン、2003/9/8-17) のストリーム

「保護地域のための広範な支援の確立」の参加者は、以下のことを提言する。

- 1、自然保護に関する官庁、NGO、地方当局、地方共同体に以下のことを勧告する
 - a. 保護地域と住環境における緑地の重要性について認識し、人々がその生活の質を向上させるような活動に関与するような戦略やプログラムを奨励し、蓄積すること
 - b. 都市と農村の保全地域や保全活動と結びついた広域的または生態学的なアプローチによる事例の立証を通して、都市と保護地域の相互依存性や保護地域が果たす社会経済的な貢献を認識すること
 - c. 都市居住者に手を差し出し、都市部や都市近郊で自然地域を保存し、回復するための保護地域共同体の能力を強化し、自然保護のためのより強力な都市部関係団体を設立すること
- 2、IUCN 世界保護地域委員会に、「都市と保護地域」のテーマに、都市部の活動を取り入れるよう勧告する
- 3、IUCN に以下のことを勧告する。
 - a. 都市と保護地域を結び付ける革新的プログラムに焦点を当てる第3回世界自然保護会議（バンコク、2004）での活動を組織化すること
 - b. 都市部での自然保護活動を、第3回世界自然保護会議で議論される予定の部門横断プログラム（2005 - 2008）に取り入れること
 - c. 国連ミレニアム開発目標など、持続可能な開発の実現をいっそう進めるため、生物多様性の保全と人々の定住とを関連付けること
 - d. 都市環境問題に関与する参加団体として、都市管理の優秀なリーダーや専門家をIUCNの活動に参加するよう募集すること
 - e. 都市環境に関与している重要な団体とのパートナーシップを発展させること
 - f. モデリング技術など、計画や管理の段階で、都市管理者を生態系管理アプローチに取り込むようなツールを開発すること

ストリーム：保護地域への広範な支援の確立

責任者：Jeff McNeely

勧告 5.15 平和と紛争と保護地域

平和とはまさしく、生物多様性の保全や自然、文化資源にとって根本的な必要条件であり、社会の全ての部門に分け与えられるべきものである。国内あるいは国家間の平和状態から保護地域は利益を得るし、また、保護地域が効果的に管理されれば、平和に貢献することができる。保護地域は境界を横断して行われる平和事業の推進にも貢献でき、そのことはWCPAの保護地域最善実践シリーズ「平和と協働のための国境をこえた保護地域(Transboundary Protected Areas for Peace and Co-operation)」の準備につながった。

しかし、多くの保護地域は、歴史的に争われる危険性の高いような政治的、社会経済学的に影響のある地域や非常に不安定な国々の中に位置している。保護地域は争いの焦点であり、原因でもあり、被害をこうむってきた。武力衝突の勃発は自然保護や保護管理の努力を停滞させ、逆行させるものであり、自然資源と生命と暮らしの破壊である。貧困は紛争と貧しい統治のサイクルにつながっている。

それゆえ、紛争の頻発していた地域に保護地域を設立し、管理するという試みや国際的なメカニズムを描くこと(例えば、世界危機遺産のために政治的な圧力を加え、財政支援を活発にするといったこと)を関連主体が、理解し、評価し、注目することが緊急の課題である。

以上の観点から、第5回世界公園会議(03/9/8-17南アフリカ、ダーバン)のストリーム「保護地域への広範な支援の確立」への参加者は以下の提言を行う。

1. 政府、NGO、地方共同体、市民社会に以下の勧告を出す。
 - a. 保護地域の設立と管理は平和と紛争のバランスに影響を与え、また、与えられることを認識すること
 - b. 武力衝突などの危機の際に、保護地域の現地スタッフに訓練、調停、支援を提供するため、迅速に国際的に対応するための能力を開発すること
 - c. 保護地域への悪影響を最小化する人道支援の努力を確保すること
 - d. 例えば、社会影響評価(Social Impact Assessment)や平和紛争影響評価(Peace and Conflict Impact Assessment)、生態学、法的推進モニタリング(law enforcement monitoring)といった制度設計や管理ツールを再検討し、開発し、採用すること。保護地域の平和と紛争のバランスやそのバランス関係への保護地域の影響を体系的に監視し、評価して、その結果の情報提供を行うこと
 - e. 武力衝突や紛争からの復興における、世界遺産地域や他の保護地域の保護の強化をになう国際的・国内的体制(保護地域における敵対的軍事行動の禁止に関する条約案)に投資し、実行し、保護地域や住民、現地スタッフ全ての関係者の説明責任を高めること
 - f. 紛争後の社会的、経済的發展は、保護地域の統合性と自然保護の重要性に考慮することを確保すること
 - g. 紛争地域において保護地域を支援するいかなる集団も中立的立場として認識されるよ

う確保すること

- h. 偶然事件や他の手法を通じた武力紛争にあっても、保護地域管理の意義は維持されるようにすること
 - i. 保護地域の現地スタッフは、適切に訓練され、設備が整えられ、自然保護の有効性、士気、安全の維持のための継続的支援が行われるよう確保すること
 - j. 紛争状況における保護地域の維持、資金・支援提供の継続を資金提供者や他の支援者に求めること
 - k. 保護地域管理や人材育成、教育、インセンティブ、利益共有への関与および危機の際の保護地域開発への代替案の観点から、自然保護への地域共同体の継続的参加を促進すること
 - l. 紛争終了後の保護地域の損害を回復するための迅速な共同事業を支援すること
 - m. 保護地域の保全という視点を軍事制度に取り込み、平和維持訓練プログラムや事業を取り入れること
 - n. 現に他の国と紛争状態にある国、または、その可能性のある国に、平和状態形成の基礎として保護地域共同事業を模索するよう求めること
 - o. 職務中に殺害あるいは怪我を負った保護地域スタッフの家族を支援する基金を設立すること
 - p. 人権の尊重を促進し、統治を改善し、腐敗を取り除き、貧困を緩和し（WPC Recommendation 5.29 参照）持続可能な仕方での日用品生産を証明することにより、暴力的な紛争の根本的な原因に着目すること
 - q. これらの勧告を、「平和及び紛争時の国境を越えた保護地域に関する規則案」を含め、現在の IUCN 及び世界遺産のガイドラインや最善の実践に取り入れること
2. 主要な参加者による活動を活性化させる観点から、IUCN 環境法委員会、環境経済社会政策委員会、世界保護地域委員会、その他の組織は、以下のタスクフォースを設立するよう勧告する
- a. 保護地域職員に中立的な立場を提供するための国際的な対応を可能にし、武力衝突時の現地スタッフや住民、保護地域への影響に関する説明責任を高めるための国際的な枠組みを特定し、報告するタスクフォース
 - b. 武力紛争時または紛争復興時における保護地域管理のガイドラインや最善の実践例集を編集するタスクフォース
 - c. 定期的にこの勧告の実行状況を監視し、報告するタスクフォース

ストリーム：保護地域への広範な支援の確立

責任者：Jeff McNeely

勧告 5.16 保護地域のよりよい統治

統治とは、いかに権力や責任が行使されるか、いかに決定が行われるか、どれだけ市民や利害関係者が発言を行えるかを決定する枠組みや手続き、知識体系などの相互作用を含んだものである。地域、国家、広域、世界の全てのレベルで保護地域分野に適用される概念である。

保護地域が目標とする自然保護や社会の福祉への貢献、広く社会や経済環境の目標達成の程度は、その統治の質に密接に関係している。そのように、保護地域は社会的利益に関係するもので、未来の世代への遺産である。

良い統治は、持続可能な開発の重要な要素として、持続可能な開発計画の実施に関する世界首脳会談によって認められ、以下のように説明された。

- ・ 財政と開発に関するモンレー・コンセンサスを通じた良い統治 は
- ・ 民主主義を促進し、国連ミレニアム宣言を通じて法律の役割を促進する

例として、貧困の根絶と持続的な成長のために設計された、「アフリカの発展のための新パートナーシップ」では、真の民主主義、人権の尊重、平和、そして「良い統治」なしでは発展は不可能であると認めている。

国連事務総長は、“「良い統治」は、貧困の撲滅と開発の促進においておそらく最も重要な要素である”と語った。

実際、保護地域は、生物多様性条約締約国によって定義された（決議 /6）エコシステムアプローチに従って管理されるべきである。エコシステムアプローチは、公平な仕方で、自然保護と持続可能な利用を促進し、土地、水、生活資源の統合的管理のための戦略として要約されうる。また、IUCN/WWFの「先住民/伝統的人々と保護地域の原則」は、保護地域や先住民、伝統的人々の相互に関心のある全ての問題において、地方分権、参加、透明性、説明責任を考慮すべきであるという原則が含まれている。そして、国連開発計画(UNDP)は「良い統治」の類型リストを発表し、「良い統治」を構成する重要な要素についていっそうの認識を図っている。

以上の観点から、第5回世界公園会議(03/9/8-17南アフリカ、ダーバン)のストリーム「統治：協働のための新たな手法」への参加者は以下の提言を行う。

政府と市民社会に以下のことを勧告する。

- 1、保護地域の重要な概念として統治の重要性を確認し、21世紀の全てのタイプの保護地域を効果的に管理するのに重要なものとしての「良い統治」を促進すること

- 2、保護地域の統治は、関係する社会、生態、文化、歴史、経済的要因を反映、注目すべきであり、「良い統治」を構成するものが、地方の状況、伝統的な体系や知識体系の観点から考慮されるべきであることを認識すること
- 3、「合法性と発言」、「説明責任」、「パフォーマンス」、「公平性」、「指導」を21世紀の保護地域の「良い統治」の一般的な原則として採用し、それらを保護地域管理を向上させるための独自の原則を開発する際の基礎として利用すること
- 4、保護地域の設立と管理に関係する全ての人に、以下の注意点を踏まえ、「良い統治」のための上記の原則を追及する努力を行うよう求める
 - a. 様々な知識体系の容認
 - b. 意思決定における公開性、透明性と説明責任
 - c. 包括的なリーダーシップ
 - d. 特にパートナーと地域共同体、先住民共同体の関心を強調しつつ、様々な関心から来る支援の活用
 - e. 権限や資源の共有や適当であれば意思決定の権限や資源の移譲や分権
- 5、「良い統治」は、保護地域の目的達成と社会的受容、長期的な自然保護の持続可能性に貢献することを認識すること
- 6、生物多様性条約の提唱するエコシステムアプローチの実行や気候変動を取り扱う際に、「良い統治」の上記原則を適用するため、保護地域管理者の能力を鼓舞し、向上させること
- 7、保護地域活動のプログラムの中で、良い統治の問題、特に、人材育成の必要性や経験や経験の交換という観点に注目するよう、生物多様性条約締約国に求めること

ストリーム：統治：協働のための新たな手法

責任者：Jim Johnston & Grazia Borrini-Feyerabend(gbf@cenesta.org)

勧告 5.17 保護地域の統治形態の多様性の認識と支援

生物多様性、生態系サービス、文化的価値のための自然保護と持続可能な管理は、社会全体の行動に依存している。

多くの保護地域は、政府によって宣言され、管理されている。しかし、世界には他の目的に注目して自然保護がなされているような別の多様な統治形態がある。それには以下のことが含まれている。

- 1、州や準州あるいは地方や都市単位の自治体に分権化された統治
- 2、地域共同体や他の利害関係人との間の共同管理協定
- 3、生活や文化、先住民や伝統的共同体による保護目的のための先住民（または伝統的）統治と管理
- 4、長期的契約や個人の所有権の放棄など民間部門が参加する保護地域管理
- 5、国境を越える自然保護地域

この勧告における「統治形態」という語は、管理権限や管理責任を持つものを指し、説明を行うことが期待されているものである。この権限は、法律や慣習、あるいは、法的権利から生じるものである。

世界は、急速で、難解な、社会的、技術的、文化的、人口学的、環境的な変化を経験し、前世紀には適合したであろう統治協定は、国家や市民社会が挑戦する情勢や困難に直面し、もはや、適当で持続可能なものではない。社会の様々な層との間でいっそうのパートナーシップを発展させる試みや保護地域に関する意思決定への更なる市民社会の関与の提供など、保護地域管理の権限や統治の分権化という世界的な傾向もある。

保全活動を促進する際の、社会的、文化的、経済的、制度的要素の脱集権化を承認し、最も下のレベルに管理を分権化し、保全活動への利害関係人の関与を求める観点から、生物多様性条約の基礎的な枠組みとして支持された（決議 16）エコシステム・アプローチは、統治の多様性を支持している。

種々の統治形態の認識は、生物多様性条約第8条(a)項が求める国内保護地域システムの要求を満たすのに役立つ、特に、生物多様性の保全に重要な生物物理学的連続性を確保するのに重要である。このように、さまざまな統治形態と統合している保護地域システムは、保全活動への様々な脅威に対して、抵抗性、応答性、順応性があり、長期的にみてより持続可能で、効率的なものである。

以上の観点から、第5回世界公園会議（03/9/8-17 南アフリカ、ダーバン）のストリーム「統治：協働のための新たな手法」への参加者は以下の提言を行う。

- 1、政府と市民社会に以下のことを勧告する
 - a. 世界の保護地域の面積を拡大し、管理を強化する一手法として、また、国内保護地域のギャップに注目し、景観レベルでの連続性を促進し、そのような地域への公的支援を向上し、土地・水・海と人との関係を強化する手法として、保護地域の統治形態の幅の正当性と重要性を認識すること
 - b. 全ての異なる統治形態のもとで保護地域を管理し、支援する人々との間で、互いに敬意をはらい、コミュニケーションをとり、支援するという関係を促進すること
- 2、保護地域の確立と管理の手法の正当性と多様性を認識し、統治形態の多様性が自然保護の活動や他の目標に役立ちうることを明確にするため、IUCN 世界保護地域委員会に、保護地域カテゴリーシステムを洗練し、「統治形態の次元」を取り入ることを求める。
- 3、この「統治形態の次元」は、全てのIUCN 保護地域カテゴリーに適用可能な、少なくとも四つの統治形態を認めるよう勧告する
 - a. 政府管理
 - b. 共同管理（例えば、多数の利害関係者による管理）
 - c. 私的管理
 - d. 共同体管理（共同体保全地域）
- 4、特に、世界保護地域委員会、環境経済社会政策委員会(CEESP)、環境法委員会(CEL)のメンバーとともに、包括的な活動プログラムを促進するための、保護地域統治のための委員会横断的なワーキンググループを設立するよう、IUCN 理事に求める。ワーキンググループの活動には以下のことが含まれる
 - a. 全ての保護地域の統治形態に関して、管理の有効性、および、その統治形態のもつ良い特性を支援し、改良し、評価する研究（特に、参加型リサーチアプローチなど）
 - b. 保護地域の統治を改良するための法制度、政策、実践の観点で、統治形態や要求されている支援の範囲の分析
 - c. 関係する経験や実践の編集と分析、共有
 - d. 人材育成活動
- 5、特に、共同体保全地域や私的保護地域、保全価値の確立した地域や管理された地域外での政府保護地域ネットワークなど、全ての統治形態を認識するためのデータの収集と普及プログラムを拡大するよう、UNEP 世界自然保護モニタリングセンターを奨励する。
- 6、生物多様性条約締約国に以下のことを呼びかける
 - a. これら全ての統治形態の正当性を認めること
 - b. 管理の有効性とこれらの統治形態の持つすぐれた特性を補強するための法的・政策的手法を採用すること

- c. 関連する制度的人材的能力を強化するための活動、特に、保護地域機構と同じような試みをする土地の間で相互学習を実行すること

ストリーム：統治：協働のための新たな手法

責任者 Jim Johnston & Grazia Borrini-Feyerabend(GBF@cenesta.org)

勧告 5.18 保護地域管理を支援するための管理の有効性の評価

効果的な管理には、保護地域の価値が現在あるいは将来にわたって維持・回復されることを確実にすることが必要とされている。管理者と利害関係人が協働し、経験から学ぶ際、管理の有効性の評価が、その順応的、協同的保護地域管理にとって不可欠な構成要素となる。

保護地域の環境的、社会経済的、構造的モニタリングや監査は、保護地域管理の重要な要素である。それは、保護地域や広範な環境の変化を評価し追跡するのに役立つ情報を提供し、環境問題への初期警告システムとしての情報を提供しうるもので、保全活動の成功を認識し、繰り返すこと、またこのような変動への有効な対応を可能にするものである。

管理の有効性の評価は保護地域管理の透明性とアカウンタビリティを高めることができ、そして、協同管理や共同体支援の向上の支えとなる。それはまた、計画立案や資源分配に関して論理的で透明性のある基礎も提供することができる。

同時に、保護地域管理の有効性を評価するシステムを開発し、適用することへの関心が、政府、管理当局、NGOなどで高まっている。

また、効果的な管理に厳格な保証を求める国際組織、政府、資金提供者、NGO、市民社会のメンバーがますます増えている。しかし、保護地域の全体的な「認証」体制に対しては、あまり熱心でない。

この観点から、とりわけ、第4回世界公園会議(カラカス、1992)で採択された勧告17(保護地域のカテゴリー、管理の有効性、脅威)のパラグラフ c,d,e では、保護地域管理の有効性を監視し、管理者等がそのようなシステムを適用し、監視結果の報告ができるようなシステムを開発するよう IUCN に求めた。これに応じて、IUCN は、『有効性の評価：保護地域の管理評価のための枠組み Evaluating Effectiveness : A framework for assessing management of protected areas(IUCN,200)』を出版し、管理の有効性を評価するための枠組みと原則を提供している。

以上の観点から、第5回世界公園会議(03/9/8-17南アフリカ、ダーバン)のストリーム「管理効率：現在と将来に向けた保護地域の維持」への参加者は以下の提言を行う。

- 1、保護地域管理の改良とより透明性のあり説明責任を果たす報告のための基礎として、管理の有効性のモニタリングと評価の重要性を確認する。
- 2、保護地域の日常的管理の一環として、IUCN 世界保護地域委員会の出版した『Best Practice』シリーズの第6巻、『Evaluating Effectiveness : A framework for assessing management of protected areas(IUCN,200)』で設定された原則と一致する管理の有効

性を評価するシステムを採用することを、州や保護地域管理者(政府、民間部門、NGO、先住民共同体、地域共同体の管理者を含む)に呼びかける。

- 3、IUCN4 ヵ年プログラムフレームワーク(2005-2008)を考慮し、IUCNメンバーは、管理の有効性の評価に関する活動プログラムを実行するという目的にたつて、関係するパートナーとの協同を促進するよう勧告する。それには以下のことが含まれる。
 - a. 保護地域管理を評価するための、適切な指標、基準、方法論の研究や開発を促進するメカニズム。例えば、生物多様性の保全、生態学的統合、社会経済や統治の観点などが含まれる。この研究は、保護地域管理者を取り込み、世界の多様な環境や多様な地域の違いを説明する研究となる。
 - b. 世界的に保護地域管理の有効性を計るための、全体的なミニマムスタンダードシステムの開発。このシステムは、能力や測定の状態、全世界的な方法論の違いを許容する一方、保護地域の面積や国・世界の生物群系ごとの分布の測定を補足するような、管理の有効性を計るための全体的で一貫した測定基準を提供するものとなる。
 - c. 管理の有効性を評価する活動や管理の有効性を評価する専門家のデータベースの開発。この情報は、国家や保護地域管理者、関連NGO、他の保護地域組織が手に入れられるようにする。
 - d. 地域的または世界的に共通な傾向を特定するため、管理効率の評価結果を分析し、その成果を国や管理当局へ普及すること。
 - e. 侵略的外来種や非持続的な捕獲採取、気候変動といった、重大で拡大しつつある保護地域の脅威に着目した最も有効な手法について、政府や保護地域当局への助言や成功事例のガイドラインの準備
 - f. IUCN ミニマムスタンダードによる評価システムや管理効率の評価実践を開発し、調整すること
 - g. 保護地域世界データベースに、管理の有効性の追跡を含めること
- 4、関連専門家や必要とされる資金の入手可能性への要求に応じて、保護地域官庁に対して、評価システムを選択するためのガイダンスを提供し、評価システムの再検討の実施するよう、世界保護地域委員会に勧告する。
- 5、国、保護地域官庁、NGO が、公開性と透明性のある方法で、管理の有効性の評価結果を報告することを奨励する。そのような報告は、共同体がより多くの情報を持ち、支援を行うのに役立ち、広域的、国家的あるいは地球規模での優先順位の設定に役立つものとなるだろう。
- 6、状況にあわせたツールの適用を促進するため、管理の有効性の評価と「環境と保護地域の状況報告書(State of Environment and State of Protected Area Reporting)」の相違についてのガイダンスを提供するよう世界保護地域委員会に勧告する。

- 7、管理効率の評価の際に関係の深い共同体を関与させるための戦略を使用し、地方や先住民共同体への保護地域の影響評価の分析と評価の一部として彼らを管理に参加させることの有効性の分析を含めるよう、国家、保護地域当局、財政支援団体、NGOに求める。
- 8、財政支援組織は、保護地域に関する透明性のある、適切で信頼性の高い管理効果の評価や支援されているシステムの利用を促進し、そのようなシステムの実行のための資金的支援あるいはその他の必要とされる支援を提供するよう勧告する。
- 9、国際的な政策や行動の基礎になるものとして、国家による情報提供や地球規模での環境影響評価、保護地域への脅威の追跡を実行するための国際的な試みを確立し、強化するよう奨励し、支援する。
- 10、持続可能性に関する勧告とプロアクティブモニタリングや監査、評価に向けたプロセスの発展に必要な項目を研究し、作成することを世界保護地域委員会の保護地域の認証に関するタスクフォースに勧告する。それには以下のことが含まれる。
 - a. それぞれの保護地域カテゴリーについて、ミニマムスタンダードのガイドラインを開発すると同時に、個々の国々や地域がそれぞれの状況に応じてガイドラインを適用するよう奨励すること
 - b. 国内保護地域ネットワークにミニマムスタンダードが取り入れられるようにするため、保護地域管理効果に係る認証（または証明）の仕組みを開発すること
 - c. 生物多様性条約にむけた管理効率の認証の仕組みを模索すること
- 11、順応的監視(reactive monitoring)の仕組みを強化するプロセスや世界自然遺産の正式な認証の仕組みの選択肢を研究するプロセスを開発するよう、世界遺産センター及び世界保護地域委員会に勧告する。
- 12、認証の利益と費用に関するいくつかの選択肢を研究し、環境サービスのような保護地域からの広範な利益を含めた保護地域の有効性の評価と認証の枠組みを奨励するよう、世界保護地域委員会はパートナーとともに活動するよう勧告する。
- 13、保護地域に関する政策や活動プログラムを開発する際に、管理効率の評価に関する政策や行動を含めるよう、生物多様性条約締約国に勧告する。これらの政策や活動プログラムは生物多様性条約締約国の以下の行動を奨励することができる。
 - a. 2005年までに、広く保護地域管理の有効性を評価する循環的システムを採用し組織化すること
 - ・その評価結果は、締約国の定期報告に組み込まれるべきである
 - ・その報告は、信頼性の高い評価システムに基づくべきである
 - b. 地方、国家、広域の各レベルで、保護地域管理の有効性の評価のための最善事例システム（Best Practice System）を採用、実施し、適切な人材育成を通じてこれを支援する

ことを促進すること

- c. 地方、広域、州、国家のレベルで、保護地域の管理を向上させるため、管理効果の評価から得た成果や公園報告の状況を一定の形式で、かつ、透明性のある仕方を利用するよう、締約国、保護地域管理者、関連 NGO、保護地域組織に促すこと
- d. 最善事例システムや指標、保護地域管理効果の評価に関する基準の研究、開発、推進を IUCN と世界保護地域委員会とで共同しておこなうこと

14、管理効果の評価結果を含んだ、一貫した報告の枠組みを採用するよう世界遺産条約や UNEP 地域海洋法 (Regional Sea Convention) などの関連条約の事務局に勧告する

ストリーム：管理効率：現在と将来に向けた保護地域の維持

責任者：Marac Hockings

勧告 5.19 IUCN 保護地域管理カテゴリー

1992年2月にベネズエラのカラカスにて開催された第4回世界公園会議の提言17は、保護地域の管理の目的に基づいて、6つのカテゴリーによるシステムを呼びかけた。

ブエノスアイレスでのIUCN総会(1994年1月)におけるResolution No.19.4において、カラカスで策定されたシステムを承認し、全ての政府に、それぞれの法律とカテゴリーシステムの関係性を考慮するよう要求した。

1994年のIUCNによる、「保護地域管理カテゴリーのガイドライン」の刊行は、ブエノスアイレスの総会に応じた新たなシステムについてのアドバイスを提供している。また、第5回世界公園会議の準備過程でおこなわれた1994年のカテゴリーシステムの影響について研究の結果(「共通言語を話す」)も、実態を伝えている。

最後に、カテゴリーシステムが現在使われている新たな方法、(どれについても1994年において詳細に調査されてはいない)は、システムの重要さをあげている。たとえば、

1. 保護地域における適切な活動を決定する際において(例:採掘と保護地域)
2. 管理の効果を評価する関係基準の策定において
3. 保護地域に関連する主張において
4. 国家における保護地域に関する法律、政策や、国際的な取り決めの基本として
5. 生態地域計画の手段として

以上の観点から、第5回世界公園会議(南アフリカ ダーバン 2003/9/8-17)「管理効率：現在と将来に向けた保護地域の維持」に関するワークショップの参加者は、

1. IUCN 保護地域管理カテゴリーシステムの目的が保護地域の計画、管理、評価の国際的に認知されたコンセプトであり実践的なフレームワークを提供することであることを宣言する。
2. 管理カテゴリーの適用においては、保護地域のICUNの定義(特に生物多様性や、自然的、また関連する文化的な資源の保護や維持に貢献している一続きの陸地または海で、法的またはその他の効果的な手段を通じて管理されている地域)が、常に包括的な基準として満たされなければならない、ということを確認する。
3. 1994年保護地域管理カテゴリーシステムにおける保全の価値、そして特に、目的ベースのアプローチによる6つのカテゴリーは、は、必要不可欠な基礎としてシステムに残るべきであるということを確認する。

- 4 . 保護地域カテゴリーシステムの完全性は、IUCN の責任であり、国家的、国際的レベルにおける幅広い範囲に渡る IUCN カテゴリーの理解を進めるために、メンバーや、WCPA、そしてその他を通じて努力を進めるべきであることを再確認する。
- 5 . IUCN が、パートナー組織との協働作業により、開かれた参加型のプロセスを通じて、以下のような、1994 年ガイドラインの改訂版、最新版を早急に出版することにより、新たなシステムの利用をすすめることを求める。
 - a. 各カテゴリーに向けて設定された目的に基づいて、カテゴリーの説明の要約を含む。
 - b. カテゴリーシステムとその適用を裏打ちすべき基準や原則を含む。
 - c. カテゴリーがどのようにエコロジカルネットワークとより広域の地域計画に関係するのかを説明する。
 - d. 一般的な名称は国によって異なる意味を持ち得るため、各カテゴリーから保護地域のこの名称をとりのぞき、管理目標と各カテゴリーの番号のみを用いることを検討する。
 - e. 1994 年の「管理目標のマトリクスと IUCN 保護地域カテゴリー」を再検討し、現在の保護地域の経験により適合するようにする。
 - f. 海洋、淡水の保護地域により重点をおく。
 - g. 保護地域と持続可能な生活様式とのつながりについてより検討を行う。
 - h. 文化的、精神的価値の認識をより深め、各保護地域の特別な質が十分認識されるようにする。
 - i. 私設の保護地域、地域ガイダンス、先住民共同体により管理されている保護地域に関するガイダンスを提供する。
 - j. 保護地域の内部において、法律的に異なる管理目的が決められているところにおいては、2 つ以上のカテゴリーをあてるようにする。
 - k. 主たる管理目標によってカテゴリーが決定された保護地域が、統括に責任を持つ組織、管理の効率性、自然度の維持によってどのように記述されるかを示す。
 - l. カテゴリーが保護地域に当てはめるプロセスについて、推奨のプロセスを明らかにする。
 - m. これらの改訂版のガイドラインを、IUCN 公式言語と、資金的に可能なその他の言語において出版する。
- 6 . さらに、IUCN は、UNEP 世界自然保護モニタリングセンターなどのパートナーとすでに行っている協働作業に基づいて、その他のパートナー組織とともに、訓練、ケーススタディ、その他出版されたガイダンスを通じて、早急に、カテゴリーシステムの利用に関する普及と能力向上への投資を行う。(1994 年のガイドラインの更新に係る)
- 7 . このような普及と能力向上は、以下のものに優先性を与えることを勧める。
 - a. 保護地域のカテゴリーの当てはめ過程において、国家レベルでの適用と、開かれた、包括的な、透明性の高い手順を守る。また、報告に関連して、IUCN の検討手順も

これに含む。

- b. カテゴリー の保護地域に関して、補足説明を提供する。
 - c. 海洋、淡水の環境におけるカテゴリーの適用にかねいて、補足説明を提供する。
 - d. 森林、海洋、淡水環境の保護地域のためのカテゴリーの使用を進める。
- 7 . 法律においてカテゴリーを用いる法的な適用、先住民や地域共同体の権利のためのカテゴリーシステムの適用を含む、カテゴリーの使用に関するモニタリングと研究計画を発展させるよう IUCN に要求する。
- 8 . WCPA 管理効果テーマにおける先行事例が、保護地域管理カテゴリーに関するタスクフォースの創設によって助けられることを検討する。
- 9 . CBD / COP 7 の準備期間と、その会期中は、生物多様性条約の締約国とともに働くことを要求する。そうすることにより、以下のことを確実にする。
- a. 保護地域の種類分けの国際的な方法として、IUCN 保護地域管理カテゴリーシステムに対する政府間の認識を確実にする。
 - b. 国におけるデータ収集の基盤として、保護地域に関する CBD 事務局への報告として、システムを利用することへの合意。
- 10 . カテゴリーの適用を国際的に重要な湿地の地球ネットワークに促進するため、ラムサール条約のメンバーと、科学技術レビューパネルとともに働くことを IUCN に要求する。
- 11 . 全ての政府が、IUCN と UNEP / WCPC の要求によりなされる、カテゴリーの適合に関する決断の重要性を認識し、またこれが、時期に即した、開かれた、包括的な、透明性の高い手順にしたがって行われるように呼びかける。
- 12 . 全ての保護地域カテゴリーと関連する情報を正確に記述できるよう、UNEP / WCMC が保護地域国連リストにおいて使われたフォーマットをみなおす。
- 13 . IUCN の 2005 - 2008 年の、4 ヶ年プログラムのフレームワークが、第 3 回世界自然保護会議 (2004 年 11 月) において、IUCN メンバーで検討される、保護地域カテゴリーシステムを発展させ、促進するようなプログラムに合うようにするよう推奨する。

ストリーム:管理効率：現在と将来に向けた保護地域の維持

責任者: Marc Hockings

勧告 5.20 人と野生生物との間の衝突の予防と緩和

人と野生生物との衝突は、野生生物の要求や行動が人の目標に対して否定的に影響するときや、人の目標が野生生物の要求に否定的な影響を与える時に生じる。これらの衝突は、野生生物が農作物に被害を与えたり、飼育動物や人体に危害を加える結果として起こる。

保護地域内やその周辺での人間活動の増大や、野生生物による経済的安全や生活、人命などへの脅威の増大によって、人と野生生物との衝突はエスカレートしている。結果として、保護地域や他の関係当局が、そのような衝突に対する適切な対応を見誤れば、自然保護に対する地方の支援は減少することになる。

この衝突を予防あるいは緩和するための利害関係者を支援する改善手法やツールが存在する一方で、この種の情報は、個別の地域的あるいは特定の種・属に限定されたものとなり、最もこの衝突と向き合っている保護地域管理者には、広範にあるいは容易に手に入りやすいものとなっていない。付け加えていうと、これら特定地域や分類群の中で学習されたことはしばしば、広範囲に適用可能なものである。しかし、さまざまな分類群や専門分野、地理学的地域にわたって、学習経験を開発・共有するという役割を持ち、人と野生生物の衝突に注目した国際的なフォーラムや人と野生生物との生態学的、社会的、経済的コストの予防・緩和のためのツールや戦略がない。

自然保護団体として、人と野生生物との課題を世界的、国家的、広域的、地域的な共同行動により良く取り組むことによって、私たちは、保護地域や野生生物の保全、地域共同体の経済的社会的コストの緩和により成功することができ、そうして「境界を越える利益」を実感することができる。

IUCN は、ストリーム「陸・海の景観との連続性陸・海の景観との連続性」や横断的テーマである「共同体と公平性」との関係で、ワークショップ「人と野生生物との共存関係の創造：人と野生生物との衝突に着目した地方の努力に関する世界的視点」の実現を支援し、この課題の重要性を認識した。

以上の観点から、第5回世界公園会議(03/9/8-17 南アフリカ、ダーバン)のストリーム「陸・海の景観との連続性」への参加者は以下の提言を行う。

地方、国家、国際的自然保護団体と政府、NGO、関係団体、IUCN の関係組織に以下のことを勧告する。

- 1、IUCN メンバーや生物多様性条約締約国、保護地域管理者、地域共同体、その他の利害関係者は、分類学や専門分野、地理学的地域区分をまたがる活動することにより、協力して経験や人材、専門的知識を共有することができ、継続的に適切な手法や政策を開発

することができるような、人と野生生物との衝突という課題に取り組む世界的ネットワークとして機能する国際的なフォーラムの設立を支援すること

- 2、人と野生生物との衝突が起こっている全ての地域で、それをよりよく予防し・緩和するため、保護地域管理者や地域共同体、利害関係人などの能力を強化すること
- 3、衝突の起こっている地域の自然保護に責任を持つ組織の間で、人と野生生物との衝突に着目するプログラムの開発と支援を国家的、国際的に協力するよう確保すること
- 4、地方、国家、国際の各レベルで、これらの衝突を緩和する差し迫った必要性への認識、管理決定における優先的配慮、人と野生生物との衝突の予防と緩和行動、これらの課題に適切に対応するための世界的、広域的、地方的なメカニズムを取り入れるよう、政府や自然保護当局を促すこと
- 5、人と野生生物との衝突に焦点を当てたプログラムを支援するための適切な財政支援の設計と配分を行うよう国家あるいは国際的な財政支援組織を促すこと

ストリーム：陸・海の景観との連続性

責任者：Peter Bridgewater

勧告 5.21 世界遺産条約

ユネスコ世界遺産条約は、世界のすぐれた自然文化遺産を守り次世代に伝えるための、重要な手段である。世界遺産条約は、129カ国に存する754の世界遺産（582の文化遺産、149の自然遺産、23の複合遺産）をカバーしている。

世界遺産地域は、保護地域における保護・保全の管理水準を可能な限り高いものとするリーダーシップの役割を果たしている。

数多くのサクセスストーリーだけでなく、過去30年間の世界遺産条約の実施にあたりいくつかの重要な前進があった。すなわち、

- 1、世界遺産リストにおける主要なバイオームの欠落を埋めるための主題研究の前進
- 2、世界遺産リストに文化遺産や複合遺産を含めることによる、人と環境との関連のすぐれた事例の認識
- 3、世界遺産地域が、伝統的で、神聖で、精神的な価値を有することの認識の向上
- 4、世界遺産のシリーズ登録、あるいは国境を越えた登録などの世界遺産の新たな枠組みの活用
- 5、世界遺産にかかわる世界訓練戦略の進展
- 6、国連基金の資金的支援による既存のあるいは新たなパートナーシップを通じた生物多様性保全上の条約の役割の追加

しかしながら、現在の世界遺産リストはすぐれて普遍的な価値を持った世界の陸上、淡水、海洋の主要なバイオームとの間にギャップを有している。また数多くの世界遺産地域が危機に瀕しており、またそれ以外の多くが脅威にさらされまた管理が行き届いていない。ある地域では、戦争や安全保障の不足が大きな危機要因となっている。

以上の観点から、第5回世界公園会議（2003年9月8-17日に南アフリカ、ダーバン）の横断的テーマ「世界遺産」の参加者一同は、以下のことを提言する。

- 1、世界遺産条約は、世界のすぐれた自然文化遺産を保護しようとする地域、国、地方の努力に対して、非常に貴重で非常に効果的な管理手段を提供するものであり、心から支援する。
- 2、世界遺産条約に加盟していない国に対して、できる限り早期に加盟することを奨励する。
- 3、世界遺産地域において、国際鉱業鉱物評議会が鉱物の探索および採鉱を行わない（No Go）を決めたことを評価し、それ以外の鉱物、石油、ガス鉱業会社に対しても、同様の約束を求める。
- 4、世界遺産地域に対して、戦争および内戦地域であったとしても、特別の保護の配慮を払うよう国際社会に求める。
- 5、世界遺産地域の国際的な価値を現在および将来の世代に伝えるため、世界遺産地域に国際的な法的保護を与え、それを脅かすような活動を推進しあるいは支援しないよう、民間企業を含む国際社会に求める。

- 6、世界遺産委員会、条約締約国、ユネスコ世界遺産センター、国際自然保護連合（場合には国際記念物遺跡会議および文化遺産の修復のためのローマセンターを含む）に対して以下のことを求める。
 - a. 陸上、淡水、海洋における主要なすぐれた自然文化遺産の識別と登録の優先順位を決めるため、潜在的な世界自然遺産候補地の評価を完了すること。
 - b. 世界遺産リストへの推薦の考慮に値するすぐれた地域を識別する努力を支援すること
 - c. 潜在的な世界遺産地域の地域バランスを保つことを奨励すること
 - d. すぐれて普遍的な価値を有する地域が世界遺産リストとして推薦あるいは登録されるにあたってはすべての関係者ならびに関係する専門家がその過程に参加することを保証すること
 - e. 連続的なまたは国境を越えた世界遺産の識別、推薦、保護を推進するとともに、世界遺産地域が大規模な回廊、生物圏保存地域、またはその他の生物地理的な保全手段の中で保護されるようにすること。
 - f. 世界遺産条約の目的を達成するため、世界遺産地域の統治、効率的な管理、保全にあたり、
 - i. 世界遺産地域の活動に地域の専門家を加えること
 - ii. 世界遺産地域の内部または周辺にすむ地域住民の利益のため、適切な公的、民間的、共同体的パートナーシップを構築すること
 - iii. 保護とモニタリングの標準を高めること
 - iv. 保護とモニタリングに対して国際協力を強化すること
 - v. 優先的活動に対して、資金的人的な追加支援を行うこと
 - vi. 国および地方における人材養成に努めること
 - g. 世界遺産地域の内外における環境的経済的社会的利益が国際的国家的地域的な関係者に効果的なパートナーシップを作ることに貢献するよう、政府、市民社会、民間企業に働きかけること。
 - h. 国家的国際的に保全のための新たな資金を生み出し、保護地域全体のシステムを向上させるよう世界遺産地域の地位を認識し高めること
- 7、世界中の助成団体が国連基金のリーダーシップによって、現在および将来の世代に与える世界遺産のすぐれて普遍的な価値を認識し、世界遺産地域に対するさらなる支援の拡大すること。
- 8、ユネスコ、他の多国間条約の事務局、国際自然保護連合は、世界遺産条約およびその他の陸上、海洋の生物多様性と保護地域に関する地域的国際的な条約（とりわけ生物多様性条約、気候変動枠組条約、ラムサール条約）との共同作業を国際的、地域的、国家的に強化し、世界遺産の保全に利益をもたらされることが期待される。

ストリーム：世界遺産

責任者：N. Ishwaran

勧告 5.22 海洋・沿岸保護地域ネットワークの世界システムの設立

第 17 回 IUCN 総会（サンホセ、コスタリカ、1988）では、国際組織や全国家に対し、世界の海洋遺産の保護、回復、賢明な利用、理解、享受を永続的に提供するような海洋保護地域（MPAs）の世界的に代表性のあるシステムの設立を求める勧告が採択された。また、第 4 回世界公園会議（カラカス、1992）の参加者は、海洋保護地域の世界的なネットワークの設立を求める勧告 11（海洋保護地域）を採択した。

最近の事例では、第 8 回生物多様性条約科学技術諮問委員会会合（8th SBSSTA）は 2003 年に以下のように言及した「現在入手可能なデータをみると、地域的あるいは世界的な海洋・沿岸保護地域ネットワークは極めて不完全であることを示しており、おそらく、海洋・沿岸環境のほんのわずかな割合しか保護されていない」。SBSSTA はまた、この条約の下での海洋・沿岸保護地域の目的は以下のものであるべきだと勧告している。「（その目的は）国家的ネットワークに基づきながら、海洋・沿岸保護地域の代表的持続的地球ネットワークに貢献し、生態学に基づき、効果的に管理された海洋・沿岸保護地域の確立と維持である」

湿地保全に関するラムサール条約は、海洋・沿岸保護地域の設立に大きな貢献をしている。また、この条約は、湿地生態系における魚類生息地の重要性に関する湿地基準、総合的な沿岸地域管理の枠組みの中での湿地管理のガイドライン、国際的に重要な湿地の識別に関する特別のガイドラインを有している。

人類の 60%以上が沿岸地帯で生活し、ますます、海洋・沿岸生態系を圧迫しつつあり、沿岸経済の基礎を弱体化させつつある。そのような、海洋、河口、その他の水生生息地の継続的な喪失は、生物多様性、水生物に依存する種、漁業や遊漁対象種の生存の長期的で深刻な脅威のうちの 1 つである。

すでに十分に利用されている漁業資源の過剰捕獲の回避や、混獲による生態学的影響を最小化することによって、漁業や種・生態系の回復、生息地破壊の制限といった緊急の行動が求められている。人間社会が海洋生態系に依存するという意味で管理されるならば、海洋保護地域は、生態学的・経済的に持続的な漁業を支援するのと同様に生物多様性と種の保全をささえる効果的な手法となる。

IUCN カテゴリーの十分な範囲をカバーする海洋保護地域は、危機的生息地の保全、過剰利用の種や絶滅危惧種の回復の促進、海洋共同体の維持、持続可能な利用の促進などに役立つため、科学的・生態学的管理を支援する統合的な地域管理（厳正海洋保護地域や多目的利用のための管理地域などを含む）にとって柔軟で価値のあるツールとして、沿岸国によって広く認められている。

さらに、世界的な気候変動の脅威にはいっそう関心が高まっており、保全管理手法単独では

解決せず新しい革新的な手法が求められるだろう。

2002 年の持続可能な開発に関する世界サミット(WSSD)は、重要な沿岸・海洋地域の生産性や生物多様性の維持が必要であることを強調し、以下の期限付きの目標を掲げた。

1. 2012 年には、科学的情報に基づき、国際法と一貫性のある代表的な海洋保護地域ネットワークを確立する
- 2、2015 年には、枯渇した漁業資源を回復する
- 3、2010 年には、海洋・漁業管理へのエコシステムアプローチを適用する

国連食糧農業機関 (FAO) の「責任ある漁業のための行動規範」(FAO Code of Conduct for Responsible Fisheries)では、海洋保護地域に海洋自然資源の持続可能な利用を取り入れることを強調している。

以上の観点から、第 5 回世界公園会議 (03/9/8-17 南アフリカ、ダーバン) の横断的テーマ「海洋」への参加者は以下の提言を行う。

国際社会全体に以下のことを求める

- 1、2012 年までに、科学的な情報に基づき、国際法と一貫性がある、効果的に管理された代表性のある海洋・沿岸保護地域のネットワークの地球規模のシステムを確立する
 - a. 2012 年までに、海洋保護地域の中で管理される海洋・沿岸地域をいっそう増加させる。これらのネットワークは広範囲に渡るものであり、各生息地の最低 20~30%は厳格な保護地域を含み、健康や生産という地球的な目標に貢献する。
 - b. 持続可能な社会 経済的利益の達成と保全の知識、技術、経験の共有を通じて、そのようなネットワークの設計と開発のための、地方、国家、国際的なレベルでの理解、支援、協同を促進し、具体化する。
 - c. 適切な世界的、地域的協定や条約、枠組みの実行を支援する。
 - d. 特に、地球規模の変動に係る大規模な脅威に対して回復力¹を持つよう設計する。設計や管理の中で柔軟性や順応性を確立することが求められる。
 - e. 多様な目的や管理手法とともに新たな海洋保護地域、既存の海洋保護地域を強化した地域、両方を組み込む。
 - f. ジャカルタマンデートの勧告に応え、持続可能な漁業、生物多様性の保全、種の保護、流域・沿岸・海洋の統合、公海や極地の管理目標を達成するため、海洋保護地域と他の海洋、沿岸、陸地の統治政策とを統合する。
 - g. 絶滅危惧種の生息域内保全とその生息地の保全に貢献する。

¹回復力は、合理的な時間枠内に、攪乱から回復する生態系の能力である。抵抗力のある海洋保護地域ネットワークの構成要素には、代表的な生息地の複製の包括を通じたりスクの拡散、種の補給資源として機能するレフュジアの十分な保護、ネットワークの中の脆弱性の高い地域とこれらのレフュジアとの連続性、といった効果的な管理が含まれる。

- h. 多様な海洋生息地と生態系構造の保護と生物多様性の保全、種の保護、絶滅危惧種の回復、公共教育、持続可能な漁業管理に貢献する厳格な海洋保護地域を含むものとする。
 - i. 漁業の持続可能な管理において、特別な管理が必要とされる種の保全に重大な貢献ができるものとなる。これには、例えば産卵場所の保護といった種の生活史にとって重要な地域の保護も含まれる。
 - j. 移動性の種や生態系、生息地といった特別な管理が必要とされる種の管理に重大な貢献ができる枠組みが提供できる。
 - k. 海洋保護地域の設計、立案、管理、そして利益の共有に参加型手続きを用いて、地方や伝統的共同体など、利害関係人を関与させる。
 - l. 直接あるいは非直接的に人間の影響による重大な喪失のまだない、重要な生物多様性の価値を表している、種や生息地のための、比較的原始的な海洋・沿岸地域を保護し、強化する。
 - m. 最も入手可能で、国際的な政策を反映した科学的手法や実践を実行し、国連海洋法条約やその他の国際法と一貫性のあるものとする。
 - n. 順応的管理を促進し、世界公園会議の勧告 5.18 で述べられた手法や課題、概念への説明責任を果たすための管理効率評価を利用する。
 - o. 生態学的に一貫性のあるネットワークを作る為に、海洋・沿岸保護地域ネットワークの設計に連結性に関することを取り入れる最善の科学的知識を確立する。
 - p. 地方や国家の政策の支援とともに、財政メカニズムの種々のポートフォリオの実行や海洋保護地域ネットワークに長期的な持続可能性を提供する管理手法への適切なインセンティブや支援を提供する。
 - q. 資源管理団体間の協力を含み、境界を越える地域の潜在的な脅威に注目した海洋・沿岸・陸上の保護地域の連続性を確保する、広く総合的な沿岸・海洋管理の枠組みの中に組み込む。
 - r. 漁業や生物多様性、生息地の安定性、社会的な要求に対応する世界的、国家的、地域的な海洋保護地域の実施目標を設定する。
- 2、持続可能な漁業管理と海洋生態系の保全のための生態系に即した手法を実行する。
- a. それは、他の海洋や沿岸の統治と管理行動を統合した海洋保護地域を通じ、また、国際法と整合性があり、最新の科学の適用を通じた、適切な手法であること。すなわち、
 - ・ 持続可能で社会 経済的な見返りを地方共同体や伝統的共同体に提供する手法
 - ・ 重要な生息地や特定のギアインパクトに対して脆弱な地域を保護し、食物連鎖への悪影響を最小化する手法
 - ・ 枯渇した漁業種を回復する手法
 - ・ 生態系構造と海洋保護地域の機能を維持し、生物地理学に基づいた枠組みを確立する手法
 - b. それは、国際法と整合性を持ち、境界を越える地域など、地方、国家、広域の海洋保護地域の総合的ネットワークや、国境を越える試みに効果的に取り組むための遵守や強化のための適切な基準、枠組み、インセンティブへの多国間の熟慮を通じた手法で

あること

- c. それは、海洋保護地域を、持続可能な漁業管理を補完するものであるが、通常の漁業管理の実態として利用されていない必要な構成要素として認識することを通じた手法であること
- d. 相互理解と知識の交換を発展し、手続きと成果の透明性と信頼性を確保するために、全ての漁業部門との継続的対話を促進することを通じた手法であること。これは以下の行為によって促進されうる
 - .海洋保護地域において総合的な利害関係者となる地域漁業管理組織の能力
 - .海洋保護地域理論の精密化と漁業者と漁業管理者との間の対話の調整の実施
- e. 枯渇した漁業資源の回復、沿岸汚染の緩和、生物多様性の保全と回復に適用される戦略の一つとして、海洋生態系も含めた、海洋保護地域の設計を通じた手法であること
- f. 海洋保護地域の資源から商業的利益を得る人に、環境に危害が加えられることの立証責任があるということの確保と予防的手法とを一致させること
- g. 漁業や生物多様性、生態系の安定性、社会的な要求に対応する世界的、国家的、地域的な海洋保護地域の実施目標を設定すること

テーマ：海洋

責任者：Bud Ehler(Charles.Ehler@noaa.gov)

勧告 5.23 国家主権を越えた海洋保護地域を通じた海洋の生物多様性と生態系プロセスの保護

過去 30 年間の海洋の探求によって、深海生態系や固有種の豊富な共同体など、我々の海を生息地とする信じられないほどの生物の多様性が明らかになった。しかし、海洋生物学や生態学の調査・理解はまだ不十分である。海洋生物資源は無尽蔵にあるという一般的な想定は、誤りであることが証明された。

近年の技術革新、公海における利用の拡大は、徐々に漁業資源を枯渇させ、海洋生物多様性、生産性、生態系プロセスを破壊している。海は危機的状態にあり、回復のための行動を必要としている。それゆえ、この重要な生物多様性を保全するために、国際的、広域的、国内的な水準で、緊急の法的な規制行動が必要である。

第 2 回世界自然保護会議(アンマン、2000)で決議 2.20(海洋生態系の保全)が採択された。そこでは、公海保護地域を含めた効果的な保護の実施と公海における生物多様性や種、生態学的プロセスの持続可能な利用のための適切なツールを探求するよう、IUCN、国家会員、関連組織に求めており、また、共同管理行動を行うべき公海地域を識別するための多数国機関や既存の法的メカニズムの統合性をよりよいものとするよう国家政府や国際省庁、NGO に求めている。

持続可能な開発のための世界首脳会議(WSSD)(ヨハネスブルク、2002)は、海洋の自然保護を促進することの必要性について強調した。

- 1、国家的主権の中あるいは外を越えた地域で、重要で脆弱な海洋・沿岸生態系の生産性や生物多様性を維持すること
- 2、2010 年までに、海洋や漁業管理にエコシステムアプローチを適用するよう奨励すること
- 3、2012 年までに確立する代表的ネットワークを含め、科学的知識に基づき、国際法と一致するような海洋保護地域の確立など、様々な手法やツールの利用を開発し、促進する。

第 8 回生物多様性条約科学技術諮問委員会(2003 年 3 月)は、第 7 回締約国会議(2004 年 2 月)で検討されるよう勧告を奨励し、そこでは、「科学的情報に基づき、国際法と一致するような海洋保護地域の中身を向上させるために、海底山脈や熱水孔、寒流のサンゴ(cold water corals)や外洋との関係も含めた、国家的管轄権を越えた地域を確立する必要性がある」と特別な認識を示し、他の国際的、地域的組織との連絡活動を行う事務局に「適切な保護地域設立メカニズムと効果的な管理の識別」を求めた。

更に、第 4 回国連非公式協議プロセス会合(UN ICP、2003 年 1 月)は、国連総会に以下の勧告を出した。すなわち、海底山脈や寒流のサンゴへのリスク管理を改良する手法の熟慮を求め、科学や予防原則に基づき、国際法や総合的生態系管理原則と矛盾しないような国家主権を越えた海洋生態系や生物多様性の脆弱性や危機といったリスクや脅威にどのように着

目するか、ということを一掃に熟慮するよう全てのレベルの国際組織を促す勧告である。

国連海洋法条約(UNCLOS)は、海洋の保全と人間活動の管理に関する世界的な枠組みを提供している。国家的主権を超える地域においては、海洋環境を保護し、海洋生物資源の保全と管理に協同する責務が締約国にあるとしている。

UNCLOS や他の国際的な協定における義務の実行と確立には、世界的な協同の進展が求められている。

深海や公海の生物多様性というユニークな特性の観点では、問題の緊急性の高まりや公海管轄権の本質、世界的な協同行為が、公海海洋保護地域ネットワークの代表的システムを含めた予防的生態学的管理手法を採用するための重要な要素であり、生物多様性や種、生産性、生態系プロセスを次の世代のために維持するのに重要となる。

以上の観点から、第5回世界公園会議(03/9/8-17 南アフリカ、ダーバン)の横断的テーマ「海洋」への参加者は以下の提言を行う。

全体として、国際社会に以下のことを強く勧告する

- 1、2012年までに、国際法と矛盾しない、世界中の海を視野に入れた代表的海洋保護地域ネットワークで、世界的に効果的に管理するシステムの確立と国家的な管轄権を越えた海の設立という目標を立てた持続可能な開発に関する世界サミットの参加プランの実施を保証し促進すること
- 2、国際法と矛盾しない厳格な保護地域と海洋の生物多様性や種、生産性、生態系の保全を促進するための科学に基礎付けられている保護地域を取り入れた、生態学的に重要で世界的に代表性のある公海保護地域を少なくとも5つ確立し、それを効果的に管理するため、利用可能なメカニズムや能力を利用すること
- 3、世界的に代表性のある公海保護地域ネットワークシステムの開発と公海における生物多様性や種、生態系プロセスを保護し持続的に利用することに関係した、科学的、法的、社会経済的、政策的研究を開発し利用可能なものとする
- 4、効果的に管理される代表的な海洋保護地域ネットワークの世界的なシステムの設立
 - a. 海底山脈や寒冷地域のサンゴや他の脆弱な公海や生態系の生物多様性や生産性の保護、特に、回復不可能な被害や損失をもたらすような直接的リスクのある種や生息地の安全保障措置に対して、直接、緊急に行動を起こす。

- b. IUCN のレッドリストやワシントン条約、ボン条約その他関連協定の記載種などの種にとって、生存の支援となり重要な生息地として知られているような現在のシステムまたは、前線システムなど、大規模で、持続的な海洋学的特色に依存した生物多様性や生産性を保護するための直接的緊急の行動を起こす
 - c. 特に、混獲や偶発的な捕獲を減らす手法が開発され、関連する全ての漁業で実行されるように確保するなど、公海の漁業活動における漁業対象でない絶滅危惧種の長期的継続的保護を可能にするメカニズムを開発する
- 5、優先的に注意を払うべき海洋生態系や生息地、地域、プロセス、生物多様性のホットスポットを識別するための活動を開始し、公海保護地域の識別、確立、管理、促進のための基準やガイドラインを開発し、公海保護地域ネットワークの代表的システムのガイドラインを開発し、持続可能な財政戦略を確立し、将来必要とされるあるいは優先順位の高い研究を決定すること
 - 6、国連海洋法条約や生物多様性条約、国連漁業資源協定、ボン条約、他の関連協定を基盤とした世界的な枠組みや手法を開発・促進し、国際法と矛盾しない形で公海保護地域ネットワークの代表的システムを創造するよう促進し、効果的な管理や実行を確実にし、予防原則や生態系に基づく統合的管理や国連原則(UN Principle)で定義されている現代的原则と一致した、適用可能な国際協定やメカニズム、能力を調整し、調和をすること
 - 7、世界公園会議で紹介された、世界保護地域委員会公海ワーキンググループが開発している公海保護地域ネットワークの世界を代表するシステムの開発を促進するための 10 年計画(Ten-Year HSMPA Strategy)に注目すること
 - 8、他の関連フォーラムと同様、自国の政府や組織の中で世界的に代表性のある公海保護地域ネットワークの発展を促進するための公式、非公式なネットワークを通じて、原則的なツールである海洋保護地域ネットワークの代表的システムや国際海洋保護会議（オーストラリア、2005）に進展状況について報告するとともに、公海の生物多様性や種、生産性や持続可能な利用の保護を達成するための広い国際フォーラムに、ともに参加すること

テーマ：海洋

責任者：Bud Ehler(Charles.Ehler@noaa.gov)

勧告 5.24 先住民と保護地域

先住民、彼らの土地、水、その他の資源は、地球上の生態系の保護に、大きな貢献をしている。今後もこれを継続させるためには、適切な場合には、保護地域は現在と将来にわたり、先住民の利益と必要性に注意を払い、協働管理の原則を考慮に入れるべきである。

世界の多くの保護地域は、先住民や伝統的な民族の領地に侵入し、その領地や、資源の重複が見られる。保護地域の創設は、多くの場合、先住民や伝統的な民族の権利、利益、生活の手段に影響を与え、結果的に、絶え間ない紛争を招いてきた。

保護地域の目的が保護地域やその周囲に住んでいる先住民の権利を侵さなければ、効果的で持続的な保全が、よりよく実行されることが可能である。

保全プログラムの成功は、特に、先住民の承諾と承認があったときに、長期間において保たれる、ということは、広く知られている。なぜなら、彼らの文化、領地に関する知識は、総合的な保護地域の確立に貢献するからである。保護地域の目的と先住民の要求にはしばしば、彼らの土地、領域、資源を外部の危険から守るという、共通性がある。

保全の利益に加えて、先住民が保護地域と関連して、過去において人権侵害を被ってきたし、現在まで続いている例もあることを、知らせる必要がある。

第1回世界自然保護会議（1996年モントリオール）においてIUCNメンバーによって承認された決議1.53「先住民と保護地域」は、以下の原則に基づいた政策を推進している。

1. 保護地域内の、先住民の土地や領域と資源における権利に対する認識をすること
2. 先住民の土地や領域内における保護地域創設に先だって、先住民との合意形成の必要性を認識すること
3. 先住民の土地や領域内に創設された保護地域の管理への効果的な参加に関する先住民の権利に対する認識

世界保護地域委員会の要請により、決議1.53の中で要請された行動に対するものとして、1999年に、IUCNの理事会では、「先住民と保護地域に関する原則とガイドライン」を承認した。加えて、いくつかの政府間組織と国際的な合意、国際保護組織は、生物多様性の保全と環境保護の内容において、先住民の権利と利益の認識を支援するような政策の推進を承認した。

以上の観点から、第5回世界公園会議（南アフリカ ダーバン 2003/9/8-17）の横断的テーマ「共同体と公平性」と、ストリーム「統治」の参加者は、以下の提言が、自由に選ばれた先住民の代表者との十分なパートナーシップのもとで実施されるべきであることを強調する。

1. 政府、政府間組織、NGO、地域コミュニティと市民社会に対し、以下のことを提言する。
 - a. 既存のまたは将来の保護地域が先住民の権利を尊重することを確実にする。
 - b. 保護地域に連続した先住民の土地からの、非自発的な再定住や追放、移動性の

先住民の非自発的な定住を止める。

- c. 保護地域の創設が、事前の情報に基づく先住民の自由な合意、先住民の十分な参加の下に実施され、社会的、経済的、文化的、環境的な事前の影響評価に基づいてなされることを確実にする。
- d. さらに、先住民との連携をしつつ、「IUCN - WWF 先住民と伝統的な民族と保護地域に関する原則とガイドライン」(<http://www.iucn.org/> テーマ *s/wcpa/pubs/pdfs/Indig_people.pdf* において入手可能)やIUCN 世界自然保護会議決議 1.53 に基づき、先住民の権利、利益、願望を十分に尊重した原則を策定し、承認する。
- e. 保護地域ネットワークの安定と拡大の確実な基礎として、先住民によって指摘された保護地域の価値と重要性を認識する。
- f. 先住民の伝統知識、革新システム、文化、生物資源に関連した先住民の知的財産を保護し、生物的海賊行為を罰する適切な法律と政策を、策定し、実施する。
- g. 先祖代々受け継がれてきた土地や水域における先住民の権利を認識し保証する法律や政策を成立させる。
- h. 特に、保護地域内の土地や水域の保有権と、歴史的伝統的な、自然資源と神聖な場所へのアクセスの権利に焦点をあてて、保護地域の創設を通じて行われた歴史的な不当な処置を解決するメカニズムの構築と実施を行う。
- i. 事前の自由合意、透明性が充分にあり、文化的に適切な方法で合意された迅速で公平な補償等なしに、保護地域によって奪われた、先住民の土地、領域、資源を補償するための参加的なメカニズムを構築する。
- j. 先住民と保護地域に関する高いレベルの、独立した、誠実和解委員会を創設する。
- k. 先住民の意思決定期間を尊重することを確実にし、適切などころにおいては、伝統的な権力、組織、代表機関の中心的役割を認識しつつ、彼らの地域的、持続的な管理と保護地域内の自然資源の保全を支援する。
- l. 保護地域管理者に対し、適切などころにおいては、保護地域内の土地、水、資源の管理に関する伝統的な知識や慣行の活性化や実施を目的として、先住民のイニシアチブを積極的に支援することを要求する。
- m. 先住民に影響を与える全ての既存の生物多様性保全の法律や政策の見直しを行い、全ての関係者が協調して、先住民の効果的な関与と参加を確実にするよう働きかける。
- n. 先住民により提唱され、管理される保護地域を支援するインセンティブと、外部からの脅威と搾取にさらされている土地、水、領域と資源を保護する、その他の保全イニシアチブを発達させ、推進する。
- o. 先住民の土地、水域、領域と自然資源が保存され、それらに影響を及ぼす決定が相互に賛成できる方法でとられるよう、保護地域システムの創設や拡大に関するどの計画にも関連した、先住民との本当の交渉のための開かれた透明性の高いプロセスを確実にする。

- p. 保護地域の自然的、文化的、精神的価値についての解釈と教育に関して、先住民の知識と、教育システムを統合させる。
- q. 効果的で同意の得られる利益を共有するメカニズムを通じて、保護地域が、貧困の緩和と、保護地域内や周辺コミュニティの生活水準の改善に確実に適合できるようにする。

2 . IUCN と WCPA への提言

- a. 先住民の十分な参加と共に、彼らの保護地域に関連するイニシアチブと利益を支援し、先住民の代表機関、組織の積極的な関与を得るために、活動プログラムを策定、実施する。
- b. コミュニティにより保全されている地域、共同で管理されている地域、先住民により所有、管理されている保護地域のために、先住民への支援と資金を提供する。
- c. 国際的な保護機関や組織に、先住民と保全に関する明確な政策を採用し、不満の改善のためのメカニズムを策定するよう働きかける。
- d. 世界自然保護会議決議 1.53「先住民と保護地域」と IUCN - WWF「先住民と伝統的民族と保護地域に関する原則とガイドライン」の見直しの実施を行う。

3 . IUCN メンバーに対し、次回の世界自然保護会議において、先住民と保護地域に関する IUCN 会議を開くことを検討することを提案する。

Cross-Cutting テーマ: 先住民/地域共同体、公平性、保護地域

テーマ 責任者: Ashish Kothari

勧告 5.25 保護地域の共同管理

自然保護に対するパートナーシップを調整し強化することの利益は、1952年理事会決議22、モントリオール世界自然保護会議(1996)の決議1.42、アンマン世界自然保護会議(2000)の決議2.15など、IUCNによって幾度も強調された。これはまた、生物多様性条約、ミレニアム開発目標、持続可能な開発のための世界サミット(WSSD)行動計画でも強調された。

政府や様々なレベルの官庁、先住民共同体、地域共同体、NGO、民間部門の境界、国境を越える保護地域の場合には複数の国家など、複数の利害関係人の中で共有しているような共同管理された保護地域は、IUCN 保護地域カテゴリー ~ でそれぞれ保護地域として定義されている。

21世紀に入り、保護地域システムの大きさ、数、複雑さは驚くほど増加している。良い統治の原則に従って、世界的保護地域システムの強化・拡大・改良は、保護地域の設立や管理の際の意思決定への参加権など、全ての利害関係人の権利や関心、関与を尊重しつつ行われるべきである。保護地域管理の権限、責任、利益、費用の共有は、適切な権限授与に従い、関係者間で配分されるべきである。そのような権限授与は、特に不利益を受ける集団の関与など交渉のプロセスを通じて設定されるべきであり、それは結果として市民社会による自然保護へのいっそうの参加につながる。

全ての保護地域の保全目標と社会的要求を、政府単独で達成することができるだろうか？これについて率直に不可能だと評価するものもある。幸運にも、多大な資産、多様な自然保護にかかわる知識、技術、資源、組織が、先住民共同体、移動性共同体、地域共同体、地方政府、NGO、資源利用者、民間部門のいたるところに存在する。共同管理の設定はそのような自然保護に関連する資源を動員するのに最も効果的な方法のひとつであるが、共同管理は上手く協力を受け、実行されているのだろうか？

1. 先住民や移動性民族、地域共同体が保護地域管理に参加する現在の試みは、その選択肢についての有益な議論や交渉がなく、事前に決められた活動の実行への支援や彼らへの利益(負担しているコストに無関係のときもある)分配に限られている。これらは様々な原因に由来するが、支援策や支援能力の欠如は多くの失敗の元となる。調整のため以下のような活動が必要とされている。すなわち、共同管理手法の可能性と障害を理解すること

2. 共同管理プロセスを実行すること

3. 共同管理協定に関して交渉すること

4. 共同管理組織を発展させること

5. 順応的管理によりなじむ順応的統治手法へと統合すること

6. 参加型モニタリングや評価の実施を通じて学んでいくこと

共同管理手法が多様であれば、様々な文脈に合わせて適用することができるようになる。共同管理が正しく理解され、採用されれば、保護地域管理における先住民共同体、移動性共同体、地域共同体が、より効果的で透明性のある意志決定権を共有し、より活動的に自然保護活動に親しみ、中心的な役割を担うようになり、自然保護に対する能力のよりよい相乗効果を引き出すこととなる。

以上の観点から、第5回世界公園会議(03/9/8-17 南アフリカ、ダーバン)の横断的テーマ「共同体と公平性」への参加者は以下の提言を行う。

国際条約事務局、政府、保護地域当局、資金提供団体、自然保護 NGO、共同体、民間部門、そして特にIUCN に対して、調整役として、また、相乗効果を引き出すリーダーとして、以下のことを勧告する。

- 1、保護地域の共同管理に関する実績についての再検討、整理、強化、発展を支援すること
- 2、保護地域に関する意思決定の際に、特に先住民共同体、移動性共同体、地域共同体、不利益を被る集団も含めた利害関係者を、制度として、参加させることを促進すること。
その制度には以下のことが含まれる。世代間の情報の共有、将来展望との連携と参加型評価、利害関係者の組織化と人材育成、十分な交渉を経た管理協定と利益の共有、効果的な共同管理や共同体管理地域における自然保護に対する十分な権限付与と説明責任などである。
- 3、保護地域の共同管理を実現するための法的、政策的枠組みを創設し、または、強化すること
- 4、良い統治やいっそうの効果的管理に向けた試みの1つとして、基礎訓練の提供、自然資源管理者のための再教育コースの提供、国内外の人材交流、保護地域組織間の学習活動の連携、共同管理に関与する地域の設立などを含んだ保護地域共同管理のための制度や人材能力を発展・強化するプログラムを実行すること
- 5、利害関係人の指定、社会的コミュニケーション活動、交渉過程、共通意見に基づいた意思決定、成果や影響の共同管理、支援環境を整えるための法律や政策などに力点を置いた、共同管理保護地域における参加型の活動・研究を促進すること
- 6、IUCN 環境経済社会政策委員会 (CEESP) の共同管理ワーキンググループ (CMWG)

や世界保護地域委員会/環境経済社会政策委員会の共通テーマ「先住民と地域共同体、公平性と保護地域」(TILCEPA)の活動を強化するなど、国家・広域・国際的なレベルで、保護地域の共同管理に関する実績や課題の共有を促進すること

- 7、特に、実現に必要な法的・政策的枠組み、人材育成、参加型の活動・研究、実績や課題の情報交換に関して、保護地域活動プログラムにおける共同管理の課題に取り組むよう、生物多様性条約締約国に求めること

横断的テーマ：共同体と公平性

責任者：Ashish Kothari

勧告 5.26 共同体による保全地域

世界の生物多様性は、かなりの部分が先住民や地域共同体(移動性の共同体も含む)の所有、コントロールや管理の地域で生きている。しかし、このような人々や共同体が、積極的または受身的に、伝統的または現代的な方法を通じて、これらの地域を保全しているという事実は、現在にいたるまで、公式の保全の場では無視されてきた。

このような場所ここでは共同体保全地域(Community Conserved Areas (CCAs と呼ぶ))、彼らの管理の仕組み、管理の目的、生態的、文化的な影響やその他の属性において非常に多様である。2つの根本的な性質によりそれらは区別される。

1. 共同体が中心的、もしくは、独占的に、管理、運営する。

2. 生物多様性の保全の参加、および/または、様々な方法を通じてそれを達成する。この内容においては、CCAs は、自然の、または修正された生態系であり、重要な生物多様性、生態サービス、文化価値を含み、先住民や地域共同体により、慣習や、その他効果的な手段により自発的に保全されている地域である。ここで使われる用語は、そのような共同体の主導権を分類しようとする幅広い、開かれたアプローチを暗示しようとしている。共同体が彼らの地域を彼らが正しいと感じる方法で保全する可能性を制約しようとしているのではない。

環境、人権を取り扱ってきた様々な国際的な文書は、自然資源管理に関してたとえば以下のような共同体の役割を認めている。

1. 生物多様性条約は生物多様性に関する共同体の知識、技術、革新、慣習に注目している。
2. 「先住民の人権宣言の草稿」は彼らが自分達の領域を統治し管理する権利を承認している。

今日、多くの CCAs は、国家的、国際的な保全のシステムの中で認識されず、国の公式な保護地域ネットワークのはるか外にいた。このことは、CCAs の資源を管理するシステムが慣習的に保持されてきたシステムや、規律、組織であり、公式または、法的に多くの国で認証されてきたものではないことが原因であろう。

今日存在する CCAs は、異なる保護地域カテゴリーの管理の目的を果たしている。

にもかかわらず、どこにおいても、CCAs は以下のような困難に直面している。

1. 不明瞭で不安定な保有の取りきめによってもたらされる困難
2. 持続可能でない開発プロジェクト
3. 慣習上の権利の非合法化
4. 中央政府による意思決定プロセス
5. 社会、経済、政治上の不平等
6. 知識の欠乏と文化の変化

7. 資源の商業化

したがって、共同体が、これらの困難に対応でき、保全や持続的利用において彼らが十分な安定性を手にすることができるよう、支援と措置を必要としていることが認識されている。

これらの点に留意して、「共同体と公平性」と題した横断的なテーマの参加者は、第5回世界公園会議におけるいくつかのセッションの中で、CCA sに関する議論を行い、このような地域の国家的、国際的な認識が、緊急に必要とされているという結論に至った。

以上の観点から、第5回世界公園会議(03/9/8-17 南アフリカ、ダーバン)の横断的テーマ「共同体と公平性」への参加者は以下の提言を行う。

1. 政府に対して以下の提案を行う。

- a. CCA s の認識、登録、評価、削除に関する多部門プロセスを促進する。
- b. CCA s を正規の生物多様性保全の形として認め、これを促進する。そして共同体が選択するところにおいては、法的、政策的な枠組みの適切な変更を通じて、彼らを国の保護地域のシステムの中にも含める。
- c. 公的な政策、ガイドライン、原則が、CCA s の管理のために共同体独自や、その他の関係者と協力して、地域の多様な(フォーマル、インフォーマルな)取り決めを認めることを確実にする。
- d. 財政、技術、人材、情報、研究、公的機関の支援、能力向上、関係する共同体により適切だと考えられたその他の資源やインセンティブ、伝統的、慣習的な権利の回復など、幅広い手段によって、既存の CCA s の存続とその他の地域への拡大を援助することを確実にする。
- e. いくつかの保護地域は CCA s として管理されたほうが適切である可能性があり、またそのような地域においては管理を関係する共同体に移譲することを認める。
- f. 上で挙げた事柄も含め、CCA s が直面している脅威からの保護を提供する。
- g. CCA s の神聖さと重要さを、神聖な場所や関係する共同体に影響を与え得る全ての運営において尊重し、事前のインフォームドコンセントの原則、参加型環境影響評価や、生物多様性条約の決定と資料で詳細に述べられているほかの手段の適用に特に注意を払う。
- h. 自己監視や関係する共同体による CCA s の評価、参加型モニタリング、外部機関や外部関係者による評価を支援する。
- i. 関係共同体が必要としたり、尋ねた場合はいつでもどこでも公平な情報を提供する。

2. また、共同体に以下の提言をする。

- a. CCA s 内の生物多様性を保全し、生態サービスを維持し、関係する文化的な価値を保護する。
- b. 現在、保全や持続的な管理がされていない地域へ CCA s のネットワークを拡大する

- ことを検討する。
- c. 上で挙げた事柄も含め CCAs がさらされている脅威に対応できるような手段を強化し、または新たに用いる。
 - d. CCAs の生態的、文化的、またその他の価値と、共同体が統治、管理している領域内の種を認識する。
 - e. 適当なところにおいては、共同体が管理している CCAs に対する政府も含む公的な承認を求める。
 - f. 内部における説明責任のための効果的なメカニズムの強化と開発に従事する。
3. さらに、保護機関、その他の NGO、援助機関、民間セクター、その他の関係者に対して、以下の提言を行う。
- a. 神聖な場所や関係する共同体に影響を与え得る全ての活動や、それらに不利な影響を与える活動において、CCAs の神聖さと重要性を尊重する。
 - b. 様々な種類の CCAs への支援を提供し、適当なところにおいては、関連共同体によって能力向上も含め、これを行う。
4. 国際機関へ、以下のことを呼びかける。
- a. 保護地域国連リスト、世界保護地域データベースを含め、関係する手段やデータベースにおいて、CCAs を承認する。
 - b. "世界の保護地域の現状報告"や"21 世紀の保全地域"などの関係する資料の中で、CCAs についての検討事項のための適切なスペースを提供する。
 - c. 適当な活動プログラム、特に CBD の保護地域に関する活動計画を通じて CCAs を推進する。
 - d. 統治の特質の紹介、適切な説明、特に文化的な価値に関する定義やガイドラインの追加、IUCN の 6 のカテゴリーのそれぞれに適合する CCAs の承認に向けての仕事などを通じて、CCAs を IUCN の保護地域カテゴリーシステムに含める。

横断的テーマ: 先住民/地域共同体、公平性、保護地域

責任者: Ashish Kothari

勧告 5.27 移動民族と保全

移動民族（遊牧民、羊飼い、焼畑耕作、狩猟採集民族）は、伝統民族、先住民族の一部である。彼らは生計を広範囲にわたる自然資源の共有地¹の利用に頼り、その移動性は、持続的な土地利用や保全の管理戦略であり、同時に文化的アイデンティティを特徴付ける独特な性質でもある。

多くのケースでは、保護地域は、伝統的に移動民族の人々によって利用されてきた土地や自然資源から彼らを疎外してきた。そして結果的に彼らの生計手段を失わせ、文化的な衰退を引き起こした。彼らの権利は誤って、また時には意図的に無視され、参加は、保護地域の周りに定住している民族にだけ許可された。

彼らの慣習は環境の中で重要なつながりを築き、維持している。定住政策は彼らから文化的アイデンティティ、土地の管理能力を失わせ、貧困を招く。

資源の移動的利用は、多くのケースにおいて、自然との調和が保たれてきたこと、これが環境の健全性や、野生及び家畜の生物多様性の保全を高めていることについて、科学的な根拠が存在する。

移動民族と保全に関わる人々との十分に強化されたパートナーシップは、保全のイニシアチブの長期的な成功に必要不可欠である。

以上の観点から、第5回世界公園会議（03/9/8-17 南アフリカ、ダーバン）の横断的テーマ「共同体と公平性」への参加者は以下の提言を行う。

1. ダナ宣言やダナ宣言と世界公園会議における移動性の先住民のワークショップに関する原則を承認した。
2. 保護地域の共同管理（提言 5-25）、共同体保全地域（提言 5-26）に関する包括的な提言を、移動性先住民に関係するものとして、認識する。
3. 政府、NGO、地域共同体、市民社会、国際組織、政府間組織に対し、移動性先住民の権利、特別な能力と要求に対して、正当な評価を与えることを提案し、従って、
 - a. 移動性先住民が、彼らの土地の共同での管理や自分達での管理について、安定で、十分な権利を保持できること、エコツーリズムを含む自然資源の利用による公平な利益を確保できること、彼らの慣習的な法が尊重され、またそれが国の法律として認められること、を確実なものとする。
 - b. 移動性共同体の正当で、慣習的な権利を認め、移動性先住民の資源管理システムの一貫性を尊重する。
 - c. 移動性先住民の共同体保全地域を、保護地域の運営方法の一つとして認め、彼らの

¹ 共有地は共同体による利用と保有のルールを伴うという点で、誰にも開かれている（オープンアクセス）わけではない。これには季節的な移牧、共同体保全地域が含まれる。

伝統や発展しつつある制度や慣習を生かす。

- d. 国境を越えた保護地域において、伝統的に保護地域内に住み、地域を利用していた移動性伝統民族による、国境を越える取引や移動を円滑化する政策を推進する。
- e. 移動性先住民族が共有地資源に依存することを認め、また、彼らの移動性、異なるライフスタイル、生計手段、資源の権利と永住権、慣習、土地利用の動的なスケールに基づく適応型管理アプローチを適用し、促進する。
- f. 保護地域や共同体保全地域の管理手法を、利用の権利、資源管理方法、季節的・時期的な権利、移動用の通路、保全の目標を達成するための意図的な移動の利用など、移動性共同体の特定の必要性に適用する。
- g. 移動性先住民の伝統的な知識、制度や慣習、資源管理方法の利用を尊重し、促進し、また、同時に、主流の科学との補完的な土台の上に、統合する。共通の保全目標を策定する。保護地域の発展と、関連しておこる干渉が、地域の知識の基本の下に評価され、また、移動性先住民の制度を通して実施されることを確実にする。
- h. 彼らによって保全され、伝統的に占有され、持続的に利用され、彼らの事前の情報に基づいた自由な合意なしに保護地域に含められた土地、領域、資源に対する補償について、移動性先住民の権利を認識し保証する。適当な地域においては彼らの移動性は確保されるべきである。
- i. 保護地域内外の移動性民族内や定住性民族との間の、文化を越えた対話や紛争の解決を促進する。

- 4 . 現在の国連の人権促進保護小委員会によって 1994 年に承認された「先住民の人権宣言の草稿」を各国政府が承認すること、そして、関係者が望めば、「独立国における先住民・部族民に関する ILO 第 169 号条約」を批准し、効果的に実施することを要求する。

テーマ: 共同体と公平性

責任者: Ashish Kothari

勧告 5.28 保護地域における鉱物とエネルギー採掘

金属、石炭、岩石、砂、砂礫、その他の石油、天然ガス等の天然地下資源を含む鉱物は、人口増加、都市化、工業や農業の拡大、現代社会を特徴づけるかつてないほどの消費的なライフスタイルによって、その需要量が増加している。

採鉱は、探鉱、採鉱、輸送、また、二酸化炭素、卑金属、貴金属やその他の金属の処理を含むため、採鉱と同時に、しばしば保護地域が守ろうとしている生物多様性や、その他の自然的、文化的価値を傷つけてきた。

さらに、保護地域の内外に居住する多くの地域住民や先住民は、彼らが占有している土地や、また保護地域の創設を含む他の土地利用がなされた時期から、彼らのものであると考えている土地において、外部の産業活動により被害を受けたり、不十分な利益しか得ていない。

第2回 IUCN 世界保護地域会議（2000年、アンマン）において、会員は勧告 2.82（採鉱や採炭による負の影響からの保護地域の生物多様性の保護、保全）を承認した。これは、a）IUCN の参加国に、カテゴリー - の保護地域においては、探鉱や採鉱の禁止を呼びかける、b）カテゴリー - の保護地域においては、上記行動を厳しく制限することを提案する、c）鉱業との調整による保護地域の境界の変更に対する判定基準を厳しくするよう要求する。d）保護地域の外部における鉱業が保護地域に影響を与えないことを確実にするため、環境影響調査を勧める。

アンマンでの会議以降、そして、社会経済発展における鉱物と鉱業の重要性、持続的な開発とのパートナーシップの重要性、鉱物と鉱業の与える環境、経済、健康、社会的な影響を扱う必要性を認めた、ヨハネスブルグ実施計画と関連して、自然保護団体のメンバー、採掘業、金融組織は、鉱業と保護地域の問題に関して、共通のグラウンドを探すことを約束した。基本的には、環境に対する採掘業の影響についての幅広い対話の一部として、特に、「EBI（エネルギーと生物多様性イニシアチブ）」、「世界銀行の採掘産業レビュー（the Extractive Industry Review of the world bank）」、「MMSD（鉱業、鉱物資源及び持続可能な開発）イニシアチブ」、「IUCN と ICMM（国際鉱工業委員会）との対話」を通じて行う。

第5回世界公園会議において、共通の目標と志に向かって前進する手段としての民間会社とのつながりという流れで、上記の問題に関して、かなりの討論や議論があった。そして、どのような対話においても、生物多様性の保全や、過去、現在、将来の地元住民、コミュニティ、環境に与える影響に関連した重要な問題を全て検討する必要があることが確認された。しかし、討論にも関わらず、意見の一致がみられないものがかなりの範囲において残り、詳細な方法についての一致した結論はこの段階では達しなかった。

以上の観点から、第5回世界公園会議（南アフリカ ダーバン 2003/9/8-17）のストリーム「陸・海の景観との連続性」の参加者は、

- 1 . IUCN 世界保護会議の勧告 2.82（ヨルダン、アンマン）への支援を改めて表明する。
- 2 . IUCN 世界保護会議の勧告 2.82（2000年、アンマン）は、それよりも前の、先住民に

関する世界自然保護会議勧告とともに、保護地域の保全と管理のために、採鉱、エネルギー企業の責務と支援を指導し検査するための基本として機能し得ることを認識する。

- 3 . 自然保護団体のこれらの要素と、生物多様性の保全と保護地域の維持に対する責務を表明した採掘産業の要素は、彼らの対話の継続と強化を望み、また、より良い指導内容を発達、推進させ、生物多様性の保全に対する産業の貢献度を拡大するため、それぞれのコミュニティ、政府（国連を通じて）、国際金融組織、その他の利害関係者を含めることにより、より包括的にすること望んでいることを認識する。
- 4 . さらに、自然保護団体の多くの人々は、この対話が、幅広い保全コミュニティによる努力を弱体化させる可能性があるため、強く反対していることも認識している。

ストリーム: 陸・海の景観との連続性

責任者: Peter Bridgewater

勧告 5.29 貧困と保護地域

保護地域は、生物多様性や自然資源、文化的資源の保護と維持を通じて持続的な開発に重要な役割を果たしている。保護地域は、それが位置している社会や経済の流れから切り離されて、保護されている島のようにみなされることはできない。貧困、立ち退き、飢餓、土地荒廃は、生物多様性や、保護地域に深刻な影響を及ぼし、彼らの生存に対し重大な脅威を投げかけてきた。貧困は、多様な側面（資産や機会の欠乏、脆弱性、権力や発言力の欠如）を持ち合わせており、保護地域はこの貧困の削減と、「国連ミレニアム開発目標」「持続可能な開発に関する世界サミットの開発計画」によってつくられた幅広い発展の枠組みに対し、多大な貢献ができる力強い可能性を持っている。

保護地域は重要な、経済、環境、社会的な利益をもたらす。これらの利益は地域、国家、世界的なレベルで実現する。不幸なことに、保護地域の費用が不均衡にも地域によって負担されている。その他の大スケールの土地利用形態と同様に、多くの地域共同体は、保護地域から軽視、または無視されてきた。彼らの自然的文化的な富はしばしば地域共同体にとって重要な資産であり、これらに対する権利を否定することは、貧困を助長する可能性がある。保護地域の創設と管理が貧困を助長することは許されることではない。

しかし、保護地域の中や周辺に住んでいる多くの地域共同体の発展の機会が限られているという事実に対し、保護地域は生物多様性の保全の重要な機能を維持しつつ、貧困の削減への貢献というまだ利用されていない機会を提供する。保全における人々の重要性を認め、我々は、貧困の状況にあるコミュニティをサポートし、保全の新たな最前線に立つてもらうことが必要である。このことは、彼らが生物多様性の管理人として働き、また自分達の地域を管理する能力を身につける、という、保護地域の管轄機関が、地域コミュニティとともに活動する新たな方法を意味する。

保護地域の利益の増加と、地域コミュニティにかかる負担の減少は、公的な支援を動員し、特に、貧困の拡大している地域においては、保護地域管理における衝突と、実施コストの削減に対し助けとなります。保護地域ネットワーク（新たな保護地域の形態の成長も含めて）の長期的な持続性と、貧困削減への努力は密接につながっている。このつながりの実現の現実的な実施は、利益の拡大と費用の削減に対する新たな投資を必要とする。国家的にも世界的にも重要な生物資源のステewardシップに対する公平な報奨を提供できる、新たな財政的なメカニズムの存在や発展を強化させる必要がある。貧困の削減と保護地域の目標の一致は、保全の新たなまた追加的な資源を生み出す本当の機会を提供する。

以上の観点から、ストリーム「保護地域の広範な支援の確立」の参加者は、以下のことを提言する。

1. 政府、政府間組織、民間セクター、市民社会、に以下のような、保護地域と貧困のつな

がりに関する包括的な原則を受け入れるよう呼びかける。

- a. 生物多様性の保全と、貧困削減の援助に対する可能性を実現させるには、保護地域は、幅広い持続的な開発計画目標に統合されるべきである。
- b. 保護地域は、地域レベルで貧困削減に努力すべきであり、最低でも貧困を助長してはならない。
- c. 生物多様性は、地域の生計手段のための資源としての価値と、国家的、国際的な公的な目標の両方のために保全されるべきである。
- d. 保護地域の費用と利益の公平な共有は、地域、国家、国際的レベルにおいて確保されるべきである。
- e. 社会的、文化的、経済的にみて、負の影響が起こっているところにおいては、影響を受けている共同体は、公平に、十分に補償されるべきである。
- f. 生活における男性と女性の異なる役割をとり入れたジェンダーの視点が含まれ、これによって、公平な利益の共有とさらに効果的な運営システムに貢献するべきである。

2. 以下に基づき、地域の担い手、コミュニティ、政府、保護地域の管轄機関、政府間組織、民間セクター、保護機関に対して、特に貧困の著しい地域において、機会の拡大、脆弱性の回復、貧困者、弱者の地位向上を実行する、保護地域管理のための包括的な運営政策、実践、形態を発達させるよう提言する。

- a. 保護地域の開発における担い手、株主としての貧困な共同体とのパートナーシップを確立する。
- b. 貧困者が保護地域に関係する意思決定の機会を積極的に共有でき、また彼ら自身の権利において保全に関わる者としての地位向上を行えるようなメカニズムを強化する。
- c. 環境サービスへの支払いを含めた環境スチュワードシップへの報償のための貧困者の側にたったメカニズムの開発、生物多様性と生活への影響を最小化と軽減、人間と野生との軋轢、アクセスの制限、低減した環境サービスによって引き起こされた損失に対する補償の提供を行う。
- d. 交渉と意思決定の段階において、地元民、特に貧困者の慣習的な所有権、利用権、アクセス権を尊重し、承認を行い、これ以上の慣習的な権利の損失を防ぐ。
- e. 保護地域に関係する意思決定プロセスの説明責任と、透明性を向上させる。
- f. 共同体保全地域の役割を含めて、貧困者の利益とイニシアチブを反映させる保護地域のカテゴリーのより包括的な解釈を発展させる。
- g. 保護地域内外の住民の生活を改善する、モノやサービスの提供とともに、生物多様性の利益を生み出す地域で、改変、荒廃した地域の回復を育成するプログラムを育成する。
- h. 政府に保護地域に関連した地域の権利、機会に関する上記の原則を、法的、規制的な枠組みの中で反映させていくよう働きかける。

3. 政府、資金提供者、その他の開発のパートナーに対し、以下のことを通して、持続的な発展に対する保護地域の貢献を最大化する方法と、特に貧困削減に関する努力について、検討することを提言する。
 - a. 保護地域を、国家的、国際的な発展計画と政策、特に貧困削減戦略と国連開発実施計画に組み込む。
 - b. 保護地域管理と貧困削減目標の相乗効果を最適化させる、革新的な財政システム、運営システムを開発する。
 - c. 貧困なコミュニティや国の、世界の公共財へのスチュワードシップに対する報償に使用可能な金銭的資源を増加する。
 - d. 保護地域と貧困削減との関連性、特に、保護地域の与える、地域の貧困者へのネガティブ、ポジティブな影響に関する知識と理解の向上を行う。

4. 生物多様性条約の締結国に対し以下のことを提言する。
 - a. 1、2で示した原則に基づいた保護地域の管理のガイドラインの策定し、国家の生物多様性戦略とアクションプランが貧困削減戦略と共に位置付けられることを確実にする。
 - b. 生物多様性の全ての要素を含むよう、公平な利益の共有の原則を拡大する。

ストリーム:保護地域の広範な支援の確立

責任者: Jeff McNeely

勧告 5.30 アフリカの保護地域

世界の陸の生物多様性のほぼ3分の1がアフリカに存在し、アフリカの国々は1200を超える国立公園、野生生物保存地域、その他の保護地域を設立している。これは200万平方キロメートル以上もあり、アフリカ大陸の9%を占めている。

アフリカ諸国は、自然および自然資源の保全に関するアフリカ条約、生物多様性条約、ラムサール条約、ボン条約、ワシントン条約などの国際協定への参加によって、自然保護への関与を表明してきた。

アフリカは今日重要な環境問題として、自然資源の持続的な管理を伴った開発の要求を調整する必要性に直面している。

アフリカの貧困は、環境の質の低下と資源枯渇の主要な原因のひとつであり、それゆえ、貧困層の人口と生活水準の重大な改善なしには、環境政策や自然保護プログラムは成功しないだろう。これは国際貿易政策とその実施の悪影響によっていっそう悪化している。

さらに、国境を越える自然資源の質の低下に対して、現在手に入る自然資源の効果的な利用のための共同手法が求められている。

今日、アフリカの生物多様性は我々の世界の共通遺産であり、その植物相や動物相の生物種が大量に絶滅し、ユニークな生態系が回復不可能なまでに衰退する前に、国際社会は緊急に保護のための協力活動を多くしなければいけないことを私たちは認識している。

以上の観点から、第5回世界公園会議(03/9/8-17 南アフリカ、ダーバン)の「アフリカの日(Africa Day)」に関するセッションへの参加者は以下の提言を行う。

- 1、生活と経済的発展に貢献しつつ、安定的かつ持続的にアフリカの生物多様性を保全することを確保するため、アフリカ開発の新パートナーシップ(NEPAD)環境アクションプランの採用、アフリカ保護地域イニシアティブ(APAI)とアフリカ保護地域トラストファンド(APATF)の設立を求めた、環境に関するアフリカ首相会議(AMCEN)(2003/1/9-10 モザンビーク、マプト)の決議を支持すること
- 2、国際社会に以下のことを勧告する。
 - a. アフリカ保護地域イニシアティブを実行するため、技術的、資金的援助を国家、地方、NGO と共に行うこと
 - b. アフリカ保護地域ニシアティブの目的を推進するため、アフリカの団体や組織とパートナーシップを確立すること

3、アフリカ保護地域トラストファンドを利用するため、財政的、技術的支援を提供するよう、二国間、多国間、民間部門、NGO に勧告する。

4、新世紀のアフリカの保護地域に関するダーバンコンセンサスを支持し、支援すること

テーマ：アフリカ

テーマ責任者：Walter Lusigi

勧告 5.31 保護地域、淡水、総合的流域管理の枠組み

陸水の保護地域と湖沼・河川流域管理の枠組みの統合は、互いに利益を得る関係(win-win opportunity)という場合がありうる。これらの保護地域は、水と食料の保障や洪水緩和、流量管理、人類の健康目的と生物多様性の保全を結びつけることができる。

海への流れを止められた河川の増加など、人間の消費のための水資源の改変は、急速な割合で世界的に進んでいる。海へと流れ込む水の54%が、現在人間の利用に当てられていると見られている。IUCNと世界銀行によって行われた世界ダム会議は、巨大ダムすなわち淡水生態系から切り離すことを主要な役割とする社会資本の社会的、経済的、環境的影響に注目が集まった。世界の多くの地域では地中水は非持続的に利用されている。

河川の流れや重要な生態系プロセスの改変、水の改変は生物多様性に深刻な影響を与える。WWFの「生きている地球指数(Living Planet Index)」は、淡水系の生物多様性は、森林や海洋のバイオームよりも高い割合(1970-2000年の間に50%の減少)で減少しているということを示している。これは、河川の変化により減少したまたは減少する恐れのある漁業や自然資源に依存している何億もの世界の都市部・貧困層にとっての悲劇となる。

保護地域は、淡水資源、生態系、生物多様性の保全と管理にとって欠くことのできない要素である。適切な代表的保護地域ネットワークの開発も含め、総合的な流域管理プロセスによって、保護地域の設立が最も上手く行われる。

経験によると、総合的流域管理(IRBM)を効果的に行うためには、地域共同体や先住民を含めた利害関係人の参加する十分な議論が必要である。

地下水を含めた陸水域や河口域の生態系の破壊や改変は、生物多様性や水質の衰退における大きな原因(キーファクター)として認められている。世界の湿地の50%は他の利用のために転用されている。

ラムサール条約では、ワイズユースという“ツール”で答えており、それには、湿地生態系を維持するための水の分配や流域管理といった総合的湿地管理に関するガイドラインが含まれている。これらのツールはラムサール条約の国際的に重要な湿地リストを補うものである。

生物多様性条約も、生物多様性条約第8回締約国会議において内水生態系に関する新たな活動プログラムを提案し(決議 12)この問題への対応を始めている。この活動プログラムは、締約国に対し(行動の範囲内で)「総合的流域管理とともに適切で、一貫性があり、代表性を有するような内水生態系の保護を確立し維持するよう」求めている。

人間の健康と福祉と総合的湖沼河川管理や淡水保護地域との強い結びつきを認め、特に、世

界保健機構(WHO)、食糧農業機関(FAO)、UNIDA、開発支援官庁などこれらのセクターとの間のより連携の取れた活動が必要である。

第5回世界公園会議のストリーム「景観との連続性」では、総合的流域管理の枠組みにおいては、特に、源流を保護するための山岳保護地域、森林生態系、汚染緩和の農業景観、海岸や海洋環境の汚染に注目した陸保護地域などの保護地域が重要であるということが注目された。

流域管理（特に、国境を越えて存在する湖沼や河川の流域管理）の中心は、総合的流域管理の実行メカニズムを承認することである。

以上の観点から、第5回世界公園会議(03/9/8-17南アフリカ、ダーバン)のストリーム「陸・海の景観との連続性」の参加者は以下の提言を行う。

世界公園会議が国際淡水年（第3回世界水フォーラム）に開催されたことに注目し、

- 1、政府、NGO、学会、民間部門、地域共同体、先住民共同体、市民社会に以下のことを求める。
 - a. 維持、促進のための資源を幅広い同意を得るものとし、淡水保護地域の発展の利益の総合評価、特にその経済的価値についての評価を行うこと。
 - b. 保護地域や保護制度のネットワークの重要な発展戦略の中で、総合的流域管理の確立と実施を支援すること
 - c. 生物多様性条約の（科学技術諮問委員会の支持の）下で創られる陸水生態系に関する新しい活動プログラムを採用し、「総合的流域管理とともに適切で、一貫性があり、代表性を有するような内水生態系の保護を確立し、維持する」という新プログラムの目標を追及すること。
 - d. 総合的流域管理においては、生物多様性条約のエコシステムアプローチ、持続可能性の原則、資源の公平な共有、ダムに関する世界委員会の包括的複数案アセスメント（Comprehensive Options Assessment of the World Commission on Dams）を採用すること。
 - e. 総合流域管理に基づいた保護地域システムの一部として、山地、森林、農業地域、乾燥帯、湿地帯、陸水（地下水含む）、沿岸生態系を生物多様性条約の定義に従い取り入れること。
 - f. 総合的な淡水生態系の保護、特に、その淡水生態系の中にある保護地域を明確に保護するという環境政策を新たに確立する、または、既存の政策をより強化する行動をとること。
 - g. それぞれの国は、再検討を行い、総合流域管理の実行を妨げる、あるいは、流域管理とは反対の効果を持つ経済、社会、環境政策の実施との連携改善のための必要なステップをとること。

- h. 国際環境条約や生物多様性に関する国内法や国家戦略の実行、自然資源の持続可能な利用を調和させるためのメカニズムを実行すること。
 - i. ラムサール条約の目標である「その生態学的、水文学的機能によって、地球の生物多様性の保全あるいは人類の健康的な生活にとって重要な湿地や内水生体系の国際ネットワークの発展と維持」、2010年までに湿地面積を2億5千万ヘクタールにし、ラムサール条約登録湿地数を2000箇所にするという目標の達成に優先順位を与えること、そして、ラムサールの戦略的な優先順位の枠組みで設計された全ての陸水生態系のタイプを代表するようなネットワークの拡張を求めること。
- 2、水に対する世界的な危機認識の下、国連の国際淡水年を淡水の10年に拡張し、世界的な努力の柱となる体系的保護地域の確立を求める
- 3、複数の国や政府、NGO、民間部門、地域共同体、先住民共同体、市民社会が共有する河川や内水生態系を求め、
- 4、以下のことを促進する。
- a. 適切な国際制度（世界遺産、ラムサール条約、ユネスコ生物圏保存地域など）の下で、国境を越える保護地域として宣言されること
 - b. 生物多様性の保全を促進し、平和的かつ公平な水の共有を促進するため、既存の湖沼河川流域管理を強化する、または、新たな管理や戦略の確立を求めること
 - c. 2010年までに、少なくとも50の国際的な湖で総合流域管理を実行し目標を達成すること。
- 5、生物多様性条約とラムサール条約の連携によって河川流域イニシアティブを支持するなど、保護地域システムの発展と維持とともに締約国のガイドとなるような手法やツールの発展を調和するため、保護地域、生物多様性の保全、持続可能な利用、多国間国際協定を継続し、その試みを強化するよう奨励する。
- 6、IUCNに政府やNGO、地域共同体、先住民共同体とともに活動し、IUCNレッドリストにおける淡水生物群相の中の絶滅危惧種の代表を確保することを求める
- 7、IUCNに以下のことを求める
- a. ラムサール条約締約国や科学技術評価パネルと協働し、1300を超える国際的に重要な淡水・沿岸湿地の世界的なネットワークに、IUCN保護地域カテゴリーを適用することを促進すること。その際、世界で最も大規模な保護地域システムであるこのネットワークは、全てのIUCN保護地域カテゴリーをカバーする地域を含むことに着目する。
 - b. 淡水保護地域の設立と管理を健康や水の供給・排水、農業、水力発電といった関連する世界の組織とともに進めるための共同手法を促進すること

8、次のラムサール条約締約国会議と第6回世界公園会議に向けて、この勧告を実施するとともに進展状況について報告するよう、世界保護地域委員会に要求する。

ストリーム：陸・海の景観との連続性

責任者：Peter Bridgewater

勧告 5.32 保護地域のためのコミュニケーション、教育、啓蒙に関する戦略的課題

社会資本や農業、都市化、工業化のプロセスは国の発展であり、保護地域当局は、多くの部門からの外圧に直面している。多くの国では、保護地域の計画や生物多様性の保全という課題が他の部門の施策の中に統合されているという大きな弱みを未だ持っている。

保護地域の利益とその発展との関係を議論することは、その弱みを克服するのに重要なものとなる。戦略的な仕方で行われたコミュニケーションは、管理者にいつその効果的なツールを与え、保護地域の評判や信頼を改善する。コミュニケーションは、自然保護や保護地域についての考えや知識を利害関係者の間で共有するために用いられるべきである。

コミュニケーションは保護地域の土地所有権と関与の意識を高め、したがって、最も適切な政策、制度、管理手法、衝突解消戦略を採用することになる。

コミュニケーションや教育、啓蒙、解説などに象徴されるコミュニケーション戦略は、政府、組織、共同体により保護地域に対するより広範な支持を得るためもっと発展させられる必要がある。

以上の観点から、第5回世界公園会議(03/9/8-17南アフリカ、ダーバン)のストリーム「保護地域への広範な支援の確立」の参加者は以下の提言を行う。

- 1、ダーバン宣言と行動計画の影響を高め、確立するため、地方、国家、広域、世界レベルで、保護地域のための制度、組織の能力・経験の向上のための資本提供に向けたコミュニケーションを図るといふ共通の課題に向かって活動するよう、政府、自然保護官庁、政府間組織、NGO、地域共同体、市民社会、保護地域管理者、教育機関、その他関連組織に勧告する。
- 2、政府、自然保護官庁、政府間組織、NGO、地域共同体、市民社会、保護地域管理者、教育機関、その他関連組織に以下の勧告を行う。
 - a. 特に、横断的・学際的な政策やプログラムを実行する際、保護地域の新設や管理プロセスすべてにおいてコミュニケーションを取り入れること。
 - b. すべての保護地域管理計画やその実施に、様々なレベル(地域、広域、国家レベル)のコミュニケーション戦略を組み込むこと
 - c. 官庁の保護地域に対する責任と同様その会計についての責任を果たすため、コミュニケーションのための適切な資金調達を確保すること
 - d. コミュニケーションの専門家や技術スタッフ、利害関係者による戦略的なコミュニケーションを組織内または組織外に利用するための、組織能力や専門的技能を発展させること。

- e. 保護官庁が、柔軟で弾力性のある手法で外部の発展に関するような管理能力を持つ学習組織となるように支援すること。
- f. 政策や管理計画、プログラム、プロジェクト立案の初めから、専門的コミュニケーターを管理チームやキーアクターの1部分として取り入れること。
- g. 知識の交換と専門の発展のためのコミュニケーションネットワークを強化すること。
- h. 保護地域の課題を他の部門を考慮に入れ、実施するため、国家、広域、地域レベルで公式・非公式の交渉ルートを作るよう、他の部門との関係改善をおこなうこと。
- i. 公共、保護地域内や周辺に住む共同体、来訪者、他の利害関係者の参加手法を開発し、保護地域管理における協働を強化すること。
- j. 保護地域や現地調査、トレーニングセミナー、その他の学習メカニズムを促進することによる利益をよりよく理解することができるようコミュニケーション部門やメディアの専門家、実践家を支援すること。
- k. コミュニケーションは、影響の有効性や評価など科学的研究に基づいてモニタリングされ、保護地域の目標と結び付けられなければならないことを認識すること。
- l. 保護地域に関しては、生物多様性の利用を促進する地域共同体の人材育成のためにコミュニケーションツールを用いること。

ストリーム：保護地域への広範な支援の確立

責任者：Jeff McNeely